

論 説

民事訴訟における必要的請求併合のルール(10)
ーミシガン裁判所規則における必要的請求併合
のルールを中心としてー

小 松 良 正

- 1 序論
- 2 ミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルール
 - 1 1963年のミシガン一般裁判所規則(GCR)203
 - 2 1985年の改正ミシガン裁判所規則(MCR)2.203(A)項
 - 3 1999年の改正ミシガン裁判所規則(MCR)2.203(A)項
- 3 判例の概観
 - 1 1985年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A)項(以上途中まで11号)
 - 2 1999年の改正ミシガン裁判所規則2.203(A)項(以上途中まで12号から19号、以下本節の最後まで本号)
- 4 ミシガン裁判所規則における請求併合のルールと当事者併合のルールとの関係
- 5 必要的請求併合のルールがわが国の民事訴訟理論に与える示唆
- 6 結語

(47) Geico Indemnity v. Dabaja⁽¹⁾

I. 事実

本件は、自動車の衝突事故から生じた。2015年6月8日、Jagan Jomが所有し、彼が原告Geico Indemnity (Geico)による無過失責任保険証券の被保険者となっていた車が、赤信号で停止した際、被告Hassan Dabajaが運転し、被告Aya Dabaja (Dabajas)が所有する車に追突されたのであるが、両者とも無過

(1) WL 1491779(2020). 本文中に付された下線は、すべて筆者が付したものである。なお、判例中に引用されている他の裁判所の判例については、当論文の脚注において指摘させていただいたことをお断りしておく。

失責任保険に加入していなかった。被告 Hassan Dabaja は、一時停止違反で違反切符を切られた。

Lamine Thiam と Awa Thiam (the Thiams) は、衝突の際、被保険者の車に同乗していた。2016年、Thiamらは、自動車の所有者の保険者である Geico 及び Dabaja らに対して、2015年の衝突事故から生じた物的及び人的損害を主張して、訴えを提起した。2016年の訴訟のすべての当事者が、その後、当該訴訟の棄却について合意し、事実審裁判所は、以下のように定める裁判を登録した。すなわち、「上記表題の件に基づく被告 Geico Indemnity 会社、Hassan Dabaja 及び Aya Dabaja に対するすべての請求は、棄却（不利益を伴い却下）され、かついずれの当事者も訴訟費用を負担しないものと判決する。さらに、当事者の合意に基づき、Geico Indemnity 会社の人身被害に対する保護利益の支払責任は、MCL § 500.3112 に基づき、免責されるものとする。」

Geico は、その後、被保険者の代位者として、Dabaja らに対して本件訴訟を提起し、被保険者に代わり支払った 80,160.73 ドルの回収を求めた。この訴えに対する答弁において、Dabaja らは、過失及び保険への無加入を認めたが、事故の結果として Thiam らが主張する損害は詐欺的なものである、と主張した。その他の抗弁の中で、Dabaja らは、Geico の請求は、2016年の訴訟の和解により遮断され、かつ Geico が、2016年の訴訟において、被告らに対して交叉請求（cross-claim）を提起しなかったことを理由に遮断される、と主張した。

Geico は、MCR2.116(C) (9)及び(10) に基づき、正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、Hassan Dabaja は、過失により、被告 Aya Dabaja の所有する無保険の自動車を運転し、その結果、物損及び人損を生じさせ、それに対して、Geico が 80,160.73 ドルの損害賠償額を支払ったことに、争いはないと主張した。Geico は、MCL500.3177(1) に基づき、保険者は、過失の有無にかかわらず、無保険の自動車の所有、維持、または使用により支払われた額を回復することができる、と主張した。Geico はまた、被告らは、ミシガン州におけるコモンロー上、被告 Hassan Dabaja の過失ある自動車の運転について責任を負うこと、主要事実についての何らの真正な争点も存在しないこと、及び、法律問題として正式事実審理に基づかない裁判を受けることができることを主張した。

これとは対照的に、Dabaja らは、Geico は、2016 年の訴訟事件における合意された棄却判決により、被保険者に代わり Geico が支払った給付金の回復を求めることを遮断される、と主張した。彼らはまた、Geico が 2016 年の訴訟において交叉請求を主張しなかったことにより、その請求は、コラテラル・エストoppel 及び既判事項の原則により遮断される、と主張した。審理の後、事実審裁判所は、Geico の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、Dabaja らに対して、80,475.98 ドルの支払を命じた。Dabaja らが、この判決に対して控訴した。控訴裁判所は、Dabaja らの控訴を棄却して、次のように判示した。

「A. 審理の方法及び正式事実審理に基づかない裁判の判断基準

当裁判所は、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容するか却下するかについて、覆審的に審査を行う・・・。

B. 必要的併合

Dabaja らは、最初に、事実審裁判所が、Geico の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したのは誤っている、なぜなら、Geico は 2016 年の訴訟において Dabaja らに対する交叉請求を主張しなかったからである、と主張する。彼らは、それにより Geico は MCR2.203(A) 項の定める必要的併合の規定に違反し、その結果、本件訴訟において代位請求を主張することを遮断される、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。

MCR2.203(A) 項は、次のように定める・・・。このルールは、相手方に対して訴答書面を提出した当事者に対して、その訴答者が、問題となっている取引または事件から生じた相手方に対して有するすべての請求を併合することを要求する。しかしながら、MCR2.203(A) 項は、当事者に対して反訴請求または交叉請求を提起することを要求していない⁽²⁾。Longhofer ほか著の Michigan Court Rules (ミシガン裁判所規則)⁽³⁾ において論じられているように、『訴状』ではなく『訴答書面』と言及することにより、MCR2.203(A) 項は、以前の規則よりも、より広い適用範囲を有する。この規則が、実際に必

(2) 交叉請求 (cross claim) は、共同訴訟人間請求とも呼ばれる。田中英夫他編・英米法辞典 219 頁 (東大出版会、1991 年)。

(3) 2 LONGHOFER ET AL., MICHIGAN COURT RULES, TEXT(7th ed.) § 2203.2.

要的併合のルールとして適用される限りにおいて、それはすべての当事者の請求（反訴請求、交叉請求及びその他の請求等）に適用される。しかし、このルールは、ミシガン州には存在しない必要的反訴のルールと同一ではない。というのは、MCR2.203(A)項は、反訴請求の提起を要求していないからである。その規定は、単に、もし反訴請求が提起されるならば、反訴請求を提起した者は、その訴訟の主題である取引または事件から生じたその他のすべての反訴請求を提起しなければならない、と規定しているのである。第三当事者請求、交叉請求、及びその他の請求についても、同様の適用がなされる。『同様に、交叉請求は必要的なものではない。しかし、もしMCR2.203(D)項に基づきある交叉請求が提起される時は、MCR2.203(A)項に基づき、同一の取引または事件から生じたその他のすべての交叉請求が提起されなければならないのであり、さもなければ放棄される。ただし、MCR2.203(E)項に基づき、それらの幾つかが認められ幾つかが認められない場合を除く』⁽⁴⁾。

言い換えれば、MCR2.203(A)項は、反訴または交叉請求の提起を要求しているのではなく、もし反訴が提起されるならば、反訴を提起した者は、訴訟の主題である取引または事件から生じたその他のすべての反訴請求を提起しなければならない、と定めている。それゆえ、MCR2.203(A)項は、もしある当事者が相手方当事者に対して訴答書面を提出したときは、その相手方当事者に対するすべての請求を併合しなければならない、と定めているのであり、被告に対して、反訴または交叉請求を提起することにより、その取引または事件から生じた自らの請求について訴訟を開始することを求めているのではないのである。むしろ、被告は、別訴においてその請求を提起することができるのである⁽⁵⁾。

本件では、2016年の訴訟においては、GeicoとDabajaらは対立当事者ではなく、Thiamらの訴訟の提起した訴訟の共同被告であるに過ぎなかったのであり、2016年の訴訟では、GeicoはDabajaらに対して、何らの請求も提起していなかった。それゆえ、Geicoは、2016年の訴訟において、MCR2.203(A)項に基づき、Dabajaらに対して代位に基づく請求を提起することを要求され

(4) 2 LONGHOFER ET AL., MICHIGAN COURT RULES, TEXT(7th ed.) § 2203.11.

(5) Salem Industries v. Mooney Process Equip. Co., 175 Mich. App. 213, 215-216; 437 N.W.2d 641(1988).

なかった。

C. コラテラル・エストoppel

被告らはまた、Geico の被告らに対する請求は、コラテラル・エストoppel の原則により遮断されると主張する。再度、当裁判所は、この見解を採用しない。

争点遮断効としても知られるコラテラル・エストoppel は、前訴において有効な終局判決が言い渡され、かつある争点が前訴において実際にかつ必然的に判断されたときは、後訴の同一当事者間での異なる訴訟原因において、その争点を再度争うことを遮断する……。コラテラル・エストoppel が適用されるためには、一般に以下の三要件が充足されることを必要とする。すなわち、(1) 判決にとって重要な事実に関する問題が実際に争われ、有効かつ終局的な判決により判断されたこと、(2) 同一の当事者が、その争点を争う十分かつ公正な機会を有したこと、及び(3) エストoppel の相互性が存在すること、である……。事実に関する問題は、もしそれが訴答書面により争点とされ、事実認定を行う者に提出され、かつ事実認定者により判断されるのでなければ、『実際に争われた』ものではない⁽⁶⁾。両訴訟における争点は『同一であることが必要であり、単に類似しているというものであってはならない』⁽⁷⁾。コラテラル・エストoppel の原則は、事実上の争点が実際に判断されずかつ認められてもいない同意判決には適用されない⁽⁸⁾。

本件では、Dabaja らは、コラテラル・エストoppel の要件を立証しなかった。Geico と Dabaja らを被告として Thiam らが提起した 2016 年の訴訟は、Geico が Dabaja らを被告として提起した本件訴訟と『同一当事者間での訴訟』ではなかった。また、本件訴訟は、前訴で実際にかつ必然的に争われた争点を再度争うものではない。2016 年の訴訟では、Geico から Dabaja らに対して何らの請求も主張されなかったし、両者間での何らの争点も解決されなかった。そうではなく、Thiam らが Geico と Dabaja らを被告として訴えを提起し、Geico が Thiam らに対して約 80,000 ドルを支払い、Thiam らのすべての被告らに対

(6) Rental Props. Owners Association of Kent Co. v. Kent Co. Treasurer, 308 Mich. App. 498, 529; 866N.W.2d 817(2014).

(7) *Id.*

(8) *In re Bibi Guardianship*, 315 Mich. App. 323, 332; 890 N.W. 2d 387(2016).

する請求について、当事者らが棄却（不利益を伴う却下）に同意した。次に、Geico が被保険者である Jagan Jom の代位者として、Dabaja らに対して本件訴訟を提起し、Jom に代わり Geico が支払った金額の返還を求めた。それゆえ、Dabaja らは、Geico の提起した本件訴訟が、前訴と同一の当事者間での後訴の異なる訴訟原因において、争点を再度争うものであることを立証しなかった。さらに、コラテラル・エストoppelの原則は、本件のように、同意判決が登録され、争点について裁判されずかつ認められてもいない場合は、適用されないのである⁽⁹⁾。

Dabaja らはまた、簡潔に、2016年の訴訟を終結させた同意判決は、Geico がDabaja らに対して代位請求を行うことを遮断する和解合意を意味している、と主張する。しかしながら、同意判決を審査すれば、その判決は、Thiam らがGeico とDabaja らを被告として提起した訴訟におけるすべての請求について、棄却（不利益を伴う却下）を言い渡しており、かつThiam らに対するGeico の人身被害に対する保護利益（PIP）の給付金の支払責任を免除したことが示されている。しかしながら、その判決は、Geico とDabaja らとの間での何らの責任も免除する趣旨ではないので、その主張は、根拠がない。それゆえ、当裁判所は、事実審裁判所が、Geico の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した点に誤りはなかった。控訴棄却」。

本件では、追突された被保険者の自動車に同乗していた被害者らが原告となって、保険者である保険会社及び加害者を被告として訴えを提起した事例である。この訴えについては、その後、すべての当事者が当該訴訟の和解による終結に同意し、事実審裁判所は、両被告に対するすべての請求は棄却され、かついずれの当事者も訴訟費用を負担しないもの等と判決した。その後、保険会社が、被保険者の代位者として、加害者らに対して本件訴訟を提起し、被保険者に代わり支払った80,160.73ドルの回収を求めたが、前訴において、被告保険会社が被告加害者に対して、この代位訴訟を交叉請求（共同訴訟人間請求）として提起していなかったことから、必要的請求併合のルールに基づき、この原告の後訴が遮断されるかどうか問題となった。

そこで、この点について検討すると、まず第一に、ミシガン裁判所規則

(9) *In re Bibi Guardianship*, 315 Mich. App. at 332.

民事訴訟における必要的請求併合のルール(10)

2.203(A)項の必要的請求併合のルールによれば、原告は、同一の事件から生じた被告に対して有する数個の請求を併合して提起しなければならないものとされている。これに対して、第二に、同規則 2.203(B)項によれば、被告は、原告に対して反訴を提起することができる」と規定されており、任意的反訴のルールが規定されている。したがって、被告が反訴を提起するかどうかは被告の意思に委ねられており、ミシガン州では、連邦民事訴訟規則 13 条(a)項の規定する必要的反訴のルールは採用されていないものとされている。これに対して、第三に、上述のように、反訴を提起するかどうかは被告の意思に委ねられるが、被告が原告に対して反訴を提起したときは、ミシガン裁判所規則 2.203(A)項の必要的請求併合のルールに基づき、被告は当該反訴請求と同一の事件から生じた請求を併合して提起しなければならないものとされている。そして、この点は、本件で問題となっている交叉請求（共同訴訟人間請求）についても同様に解釈されるものと考えられる。すなわち、被告が前訴において交叉請求自体を提起するかどうかは、ミシガン裁判所規則 2.203(D)項に基づき、被告の意思に委ねられる。しかし、被告が前訴において交叉請求を提起したときは、ミシガン裁判所規則 2.203(A)項の必要的請求併合のルールに基づき、被告は、当該交叉請求が生じたのと同じ事件から生じたその他の請求を併合して提起しなければならないものと解される。本件では、被告は前訴において交叉請求を提起していなかったため、ミシガン裁判所規則 2.203(A)項の必要的請求併合のルールは適用されず、その結果、被告の提起した後訴は遮断されなかったものと解される。

(48) *Heasley v. Tsaturova* ⁽¹⁰⁾

2018 年 4 月 18 日、Holland Community Hospital は、Barbara Tsaturova, PLLC 法律事務所の弁護士を通して、Heasley に対して訴えを提起した。なぜなら、Heasley は、病院から彼が受けた物品やサービスに対して支払いをしなかったからである。2018 年 4 月の訴訟は Allegan 郡裁判所に提起され、この訴訟は引用の便宜上、Allegan 事件と呼ぶこととする。2018 年 7 月 19 日、Heasley は、答弁書及び積極的抗弁書とともに、病院に対して反訴を提起した。

(10) WL5495265(2020).

その反訴は、公正債権回収法（FDCPA）⁽¹¹⁾、及びミシガン州債権回収規制法（MRCPA）に基づいていた。2018年7月20日、Heasleyは、同一の反訴をTsaturova法律事務所に提起した。

病院は、正式事実審理に基づかない裁判を求める二つの申立てを提起した。これに対して、Heasleyは、正式事実審理に基づかない裁判の申立書に添付されている幾つかの書面の削除を求める申立てをした。Heasleyは、その書面は彼の氏名、生年月日、口座番号、入院院の日付け、彼の主治医の氏名、及び彼が受けた治療とサービスの例を含んでいる、と主張した。Heasleyによれば、このような情報を公的書類に含めることは、医療保険の携行性〔相互運用性〕と責任に関する法律（HIPPA）、コモン・ロー及び制定法上のプライバシー権、及び医師・患者間の秘匿特権に違反する、というものであった。Heasleyは、病院及びTsaturova法律事務所に対する制裁を求めた。

2018年9月24日の申立てに関する審理において、Allegan裁判所は、口頭で削除の申立てを却下し、関連した部分で以下のように述べた。「私が摘示した通り、私はすべての訴答書面を審査し、医療保険の携行性〔相互運用性〕と責任に関する法律（HIPPA）に関する調査を行い、その許容性についても調査を行った……。そして、判例法及び制定法を調査して、私は、HIPPAが個人的な健康情報を利用しかつ開示することができる多くの状況を規定していることを知った。そして、それは、まさに本件における状況のように、債権回収問題についての紛争も含まれるのである……。HIPPAは、開示は意図された目的を達成するために必要最小限なものとすることを要求している。そして、裁判所は、本件では、病院により開示された個人的な健康情報は、それを最小限なものとするという要件に従っているように思われる。それらの書面は、被告に対する金銭請求を立証するために提出されなければならない。氏名、生年月日等のような身元情報を含め、主治医、受けた治療もまた含められなければならない。なぜなら、裁判所または事実認定者は、提供されたサービスに対して病院が金銭債権を有するという事実に対する立証があるかどうかを判断しなければならないからである。実際、裁判所は、もしその情報が含められなければ、被告は請求の不十分性が存在する、なぜなら債務についてのなんらの具

(11) 15USC 1692 *et seq.*

体的な証拠が存在しないからである、と主張するであろう……。そして、以上の理由から、削除の申立ては却下される」。裁判所の意見を反映した書面による裁判が、2018年10月10日の裁判書に基づき登録された。

2018年9月26日（Allegan 裁判所が、口頭で削除の申立てを却下する裁判を言い渡した日から二日後）、Heasley は、病院、Tsaturova 法律事務所、及び Barbara Tsaturova を被告として、Ottawa 巡回裁判所に対して訴えを提起した。Heasley は、彼が Allegan 郡裁判所において、債権回収のために病院により訴えられたと主張し、また、彼は、Allegan 事件では、被告が、「慎重に扱うべきかつ秘密の個人識別及び医療情報を含んだ」書面を正式事実審理に基づかない裁判の申立てに添付した、と主張した。このような保護の対象となる健康情報は、彼の氏名、生年月日、口座番号、入退院の日付け、主治医の氏名、及び彼が受けた治療並びにサービスを含んだ。Heasley は、訴状の請求原因 1 において、病院がこのような保護された健康情報を Tsaturova 法律事務所に提供し、かつ病院が Tsaturova 法律事務所に対して、それらの書面を正式事実審理に基づかない裁判の申立書に添付することを認めたことにより、医師・患者間の秘匿特権を侵害した、と主張した。請求原因 2 において、Heasley は、病院は、上記のように主張された行為により、彼に対する注意義務に違反した、と主張した。請求原因 3 及び 4 において、Heasley は、被告らが彼の保護された健康情報を公に開示したことにより、被告らが FDCPA 及び MRCPA のそれぞれに違反した、と主張した。請求原因 5 及び 6 において、Heasley は、彼らが保護された健康情報を開示することにより、彼のプライバシー権を侵害し、かつ手続の濫用を行った、と主張した。損害賠償の請求に加え、Heasley は、Ottawa 巡回裁判所が、「被告らにより Allegan 郡巡回裁判所の公的記録に記載されたすべての個人情報削除すること」を命じるよう求めた。

一方、2018年10月29日、Allegan 郡裁判所は、Heasley の病院、Tsaturova、及び Tsaturova 法律事務所に対する反訴についての正式事実審理に基づかない裁判の申立てについて、口頭弁論に基づく審理を行った。その審理において、裁判所は、口頭で病院の MCR2.116(C)(8) に基づく正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、次のように指摘した。すなわち、Holland 病院に対して救済を付与することのできるなんらの請求も存在しない、なぜなら、その病院は FDCPA 上の債権回収者でもなければ、MRCPA

により規制される者でもないからである。また、裁判所は、MCR2.118(A)に基づく反訴の変更は無意味であり、それゆえ変更を許可しない、と判示した。Tsaturova、及び Tsaturova 法律事務所に関しては、裁判所は、口頭で、MCR2.116(C) (10) に基づく正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、次のように指摘した。すなわち、「Heasley 氏に最も有利な観点から検討しても、裁判所が考慮した点からは、すべての主張が非常に一般的であり」、法律事務所と Tsaturova がどのように禁止された回収行為に従事したかどうかについての「特定の事実上の主張」により裏付けられていないように思われる、と。しかしながら、裁判所は、Heasley に対して、どのように明確に法律事務所及び Tsaturova が FDCPA 及び MRCPA に違反したかについての「まさに特定された」詳細を追加するための反訴の変更を許可した。おそらく事実審判所の決定を反映した書面による裁判が登録されたであろうが、その裁判書は Ottawa 事件の下級裁判所における訴訟記録には含まれていない。

2018年10月29日、病院は、Ottawa 事件において、MCR2.116(C) (6) に基づく正式事実審理に基づかない裁判の申立てを行った。Tsaturova 法律事務所及び Tsaturova は、病院側の申立てに加わった。

2018年11月26日、病院の申立てに関する審理において、Ottawa 裁判所は、口頭で、正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、次のような理由を述べた。すなわち、「裁判所規則 2.116(C) (6) は、先行訴訟による訴訟の却下の原則を法典化したものであり、それは、簡単に言えば、管轄裁判所での同一当事者間における、同一事項、または一般的には同一の訴訟原因についての先行訴訟の係属は、後発訴訟を却下することを定めている。なぜなら、法は、多数の訴訟を認めないからである。これは、1916年の判例である。先行訴訟による却下は、150年以上もの間、十分に確立された法原則となってきた。」「…本件は、すべて医療記録に関連したものである。Allegan 郡巡回裁判所において提起された反訴は、それらの請求が、Allegan 郡での訴訟の提起の際にある個人情報を開示したと主張しているという訴訟の本質に関する限り、ほとんど同一である・・・」。その後、2018年12月6日、裁判所の判旨を反映した判決書が登録された。Heasley は、再審理の申立てを行った・・・そして、2019年1月21日、Ottawa 郡裁判所は、「Heasley の訴えが軽率を超えたものであると考えられる彼の一層の濫用の試みに対する」病院の正式事実審理に基

づかない裁判の申立てについて、補充的意見及び裁判を言い渡した。Allegan 事件と Ottawa 事件の経緯を要約した後、補充的意見及び裁判において、裁判所は、次のように判示した。すなわち、原告は、関連する反訴請求とともに、単一の債権回収行為を解決するため、二つの巡回裁判所という資源を利用しようとしている。これは全く不適當である。

正式事実審理に基づかない裁判の申立てに対する答弁書において、原告は、彼は変更された反訴請求の提起を妨げられた、なぜなら、「Allegan 郡裁判所では、反訴提起の時期はすでに終了していたからである」、と主張した。この陳述は、裁判所規則についての原告の理解の不足を示している。原告は、彼が答弁書と反訴請求を提起した後に生じた行為について訴えているので、彼は、MCR2.118 (A) (2) に基づき、新たなセオリーを追加するために、彼の反訴請求を変更することができたのである。裁判所規則が定めるように、「許可は、正義が要求するときは、自由に与えられるべきものとされている」。

この議論の結論とは、要するに、これらの事件のすべて、すなわち Allegan 事件と Ottawa 事件の双方が、同一の債権回収行動、すなわち Holland 病院とその代理人が、原告に対して提供したと主張するサービスについての料金を取立てようとしたことから生じたことは明らかである、ということである。原告は「違反」を主張し、Holland 病院とその代理人が不適切な回収方法に従事した、と反論した。おそらく、原告は正しいかもしれない。しかし、これらの請求は、Allegan 郡において提起されなければならない。なぜなら、これらの事項のすべてが関連性を有するからである・・・。

なるほど、Heasley は、請求原因 1 において、医師・患者間の秘匿特権の違反に基づく新たな請求を行っている。しかし、この特権のいかなる違反も、被告らの申立ての提起以前に生じたであろうし、かつ、Allegan 事件において反訴として提起されなければならないのである。いずれにしても、それは、Allegan 事件における事実的な基礎の一部である。請求原因 2 では、原告は、「注意義務」の違反を主張している。この請求原因についてはなんらの実体もなく、かつ、それは、もっぱら、請求原因 1、3 及び 4 において取り上げられている保護された医療情報の開示に言及しているだけであることは明らかである。請求原因 5 及び 6 は、同様に保護された情報の公開に関連しており、かつ請求原因 3 及び 4、すなわち Allegan 事件においても提起されたセオリーとも密接に

関連し合っている。原告が、これらの請求原因を「新たな」もの并表示していることは、裁判所を拘束するものではない……。この訴訟における訴えの趣旨は、反訴に関連した一つの債権回収行為であり、それは、現在、Allegan 郡における裁判官が担当しているのである。明らかに Allegan 事件の一部である本件訴えが、なぜ Ottawa 郡に提起されたかが問われなければならない。この答えは明白である。それは、法廷地あさりを行い、被告らを困惑させることである。[Heasley は II Allegan 裁判所]による証拠上の裁判に対して不満であり、被告らに対して二つの郡において主張を行わせることによって、被告らに金銭的な負担を負わせようとしたのである。

2019年5月26日の裁判で、Ottawa 裁判所は、病院に対して、26,363ドルの弁護士費用と、2,829.08ドルの訴訟費用を付与した。Tsaturova は、1,581.75ドルの弁護士費用と 34ドルの訴訟費用を付与された。2019年6月4日、上記の金額に従い、Heasley 及びその訴訟代理人敗訴の判決が登録された。原告が、この判決に対して控訴した。控訴裁判所は、原告の控訴を棄却して、次のように判示した。

「A. 審査の基準

Heasley は、事実審裁判所が、MCR2.116(C) (6) に基づき正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容したのは誤っている、と主張する……。

B. 分析

MCR2.116(C) (6) は、『同一の当事者間において、同一の請求を含む他の訴訟が開始されている場合』に、正式事実審理に基づかない裁判をすることができる、と定める。この規則は、『以前の先行訴訟による訴え却下の抗弁を法典化したもの』であり、その目的は、『新たな訴訟による煩から当事者を保護すること』である⁽¹²⁾。『この規則の目的とは、すでに係属中の訴訟において問題となっているのと同様の事項についての反復的かつ迷惑な再訴を防止することである』⁽¹³⁾。

Heasley は、裁判所が MCR2.116(C) (6) に基づき正式事実審理に基づか

(12) Valeo Switches & Detection Sys., Inc. v. Emcom, Inc., 272 Mich. App. 309, 313; 725 N.W.2d 364(2006).

(13) Fast Air, Inc. v. Knight, 235 Mich. App. 541, 545-546; 599N.W.2d 489(1999).

ない裁判を言い渡した時点においては、Allegan 事件はもはや「係属」していなかった、と主張する。その主張を裏付けるため、彼は、当裁判所に対して、Allegan 裁判所が口頭で正式事実審理に基づかない裁判を認容した、2018年10月29日に開かれた申立てに関する審理を指摘した。その審理において、Allegan 裁判所は、口頭で、MCR2.116(C)(8)に基づき、少なくとも Heasley の病院に対する反訴請求のいくつかを却下 (dismissed) し、また却下された病院に対する請求についての変更を許可しなかった。さらに、裁判所は、MCR2.116(C)(10)に基づき、Tsaturova 法律事務所の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容した。裁判所は、Tsaturova 法律事務所に対して変更を許可した。Heasley により正しく認識されているように、『現在において開始されている、同一の当事者間において同一の請求を含む他の訴訟が存在しており、かつ正式事実審理に基づかない裁判の申立てに関する裁判の時点において係属しているのでなければ、MCR2.116(C)(6)に基づき正式事実審理に基づかない裁判を言い渡すことはできない』⁽¹⁴⁾。

しかしながら、10月の裁判の後でさえも、Allegan 事件は係属していたのであり、それは、2019年3月26日までは、解決されなかったのである。その時点において、Allegan 裁判所は、Heasley の病院に対する反訴請求について棄却 (不利益を伴い却下) する終局的な同意判決を登録し、それらの請求は、すべての当事者の同意により撤回されたことを指摘した。その判決はまた、係属中のすべての申立てが同意により撤回されたことを指摘し、Heasley に対して、33,498.12ドルの支払を命じた。3月の裁判を前提とすれば、Allegan 事件における病院の請求は、2018年10月29日の審理の後も係属していたのであり、少なくとも Heasley の病院及び Tsaturova 法律事務所の両者に対する反訴請求の幾つかも同様に係属していたことは明白である。それゆえ、Allegan 事件はもはや係属していなかったという Heasley の主張は、全く根拠がない。

次に、Heasley は、Allegan 事件と Ottawa 事件とは『同一の請求』を含んでいない、と主張する。彼は、次のように主張する。すなわち、Allegan 事件における彼の反訴請求は、病院が提起した2018年4月の訴えにおける実体的及び手続的瑕疵を含んだ一方、Ottawa 事件における彼の請求は、Allegan 事

(14) *Fast Air, Inc.*, *id.* 235 Mich. App. at 549 (emphasis added).

件の係属中における個人的かつ秘密の医療情報の被告による故意のかつ不必要な公表に関連した、というものであった。彼は、それらの請求は『同一』ではありえない、なぜなら、Ottawa 事件における彼の請求は、彼が Allegan 事件において反訴を提起した後およそ1カ月が経過するまでは、存在さえしなかったからである、という点を強調している。しかしながら、それらの請求間に相違が存在するという事実は、それらの請求が、MCR2.116(C) (6) において『同一』ではないことを最終的に確定するものではない。

MCR2.116(C) (6) は、すべての当事者及びすべての問題が同一であることを要求していない⁽¹⁵⁾。『両訴訟は、同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づいてさえいればよい』⁽¹⁶⁾。MCR2.116(C) (6) に基づく申立ては、その訴訟の解決が、係属中の訴訟におけると同一の諸主要事実についての審理を必要とする場合に、適切に認容される⁽¹⁷⁾。本件では、Ottawa 事件における請求は、まさに Allegan 事件におけると同一のまたは実質的に同一の訴訟原因に基づくものとのみ述べることができる。異議を申し立てられた証拠書類は、Allegan 事件においては重要なものであった。なぜなら、Allegan 郡裁判所が、削除の申立てに対して判示したように、Allegan 事件における原告は、そのような証拠書類を添付しなければ、その金額について弁済期が到来し、かつそれが Heasley の負う債務であることを証明することができなかった。言い換えれば、本件における請求は、Allegan 事件において弁済期が到来しかつ未払いとなっている病院の金銭回収の試みから直接かつ自然に生じたのである。さらに、両事件が同一のまたは実質的に同一の請求を含んでいることを示すのは、両事件において同一の法的根拠が使用されたという事実である。Allegan 事件では、Heasley は、削除の申立てにおいて、異議を申し立てられた証拠書類は、彼のコモン・ロー及び制定法上のプライバシー権、及び医師・患者間の秘匿特権を侵害した、と主張した。Ottawa 事件における彼の訴状では、彼は同一の請求を主張した。一部で、彼はまた、両事件において同一の救済を請求した。すな

(15) *Fast Air, Inc., id.* 235 Mich. App. at 545 n. 1.

(16) *Id.* (quotation marks and citation omitted).

(17) *J.D.Candler Roofing Co., Inc. v. Dickson*, 149 Mich. App. 593, 601; 386 N.W.2d 605 (1986).

わち、Allegan 事件において当該証拠書類が記録から削除されるべきであるのと同一の救済を請求したのである。

次に、Heasley は、それらの請求は同一ではない、なぜなら、一方の事件における判決は、他方の事件を解決しないであろうからとも主張する。彼は、当裁判所に対して、アメリカン・ジュリスプルードンス（第2版）の Abatement, Survival, and Revival § 28⁽¹⁸⁾ を指摘し、これは、前訴による訴え却下の抗弁について評価する場合、最終的な審査とは、先行訴訟における判決が言い渡されるならば、それが、当事者にとり後発訴訟に含まれた問題について最終的なものとなるかどうかということである。MCR2.116(C)(6) は、先行訴訟による訴え却下の抗弁を法典化したものである。しかしながら、裁判所規則のいずれの規定も、『最終的な』審査とは、一つの事件の解決が第二の事件を最終的に解決するかどうかとは規定していない。なぜなら、当裁判所は、裁判所規則の解釈と適用を業務としており、コモン・ロー上の先行訴訟による訴え却下の抗弁の適用を業務としてはいないので、当裁判所は、Heasley がその論説に依拠することは誤っている、と判示する。

さらに、仮にそれが適用されるとしても、なお MCR2.116(C)(6) に基づく正式事実審理に基づかない裁判は正当であった。なぜなら、もし Heasley が Allegan 事件において、MCR2.118(B) に基づいて彼の反訴請求の変更の許可を求める申立てを行い、同一の当事者を含む同一の一体的な主要事実から生じた請求を追加する許可が与えられたならば、1 個の判決がすべての請求を解決したであろうからである。別な言い方をすれば、Ottawa 事件における請求は、Allegan 事件において提起することができたのである。

控訴審において、Heasley は、MCR2.203(A) によれば、彼は、被告に対する請求が、『訴答書面送達の時点において、その訴訟の主題である取引または事件から生じたときは』、『それらすべての請求』を併合しなければならない、とされている事実を重視する。しかしながら、MCR2.203(E) はまた、『反訴請求は、答弁書とともに提出され、または MCR2.118 により規定された方法である変更により提出されなければならない』と定める。本件では、Heasley が彼の最初の反訴請求を答弁書とともに提出した後に、Ottawa 事件における請求

(18) 1 AM.JUR.2d ABATEMENT, SURVIVAL, AND REVIVAL § 28.

が生じたことを前提とすれば、Heasley は、MCR2.118 に従い、彼の請求を変更することができたのである。Heasley は、裁判所の許可がある場合にのみ変更を行うことができたとしても、MCR2.118 は、『正義が要求するときは、変更の許可は自由に与えられなければならない』、と定めている。たとえ、当裁判所は、Allegan 裁判所が、変更の許可を与えたかどうかのみを考慮するとしても、MCR2.203(E) は、明確に『もし反訴の変更を求める申立てが却下されるならば、その請求を別訴において争うことは、裁判所が別に明記しない限り遮断されない』、と定める。言い換えれば、もし Heasley が、MCR2.118(B) に基づいて彼の反訴請求の変更の許可を求める申立てを行いかつ却下されたとすれば、Ottawa 事件における訴訟のように、彼はその請求を別訴で自由に提起できたのである⁽¹⁹⁾。

要約すれば、当裁判所は、正式事実審理に基づかない裁判は、MCR2.116(C) (6) に基づき適切に認められた、と判断する・・・」。

本件は、被告である患者の治療に当たった原告の病院が、治療費の未払いを理由として、被告患者に対して治療費等の支払いを求めた訴訟である。この訴訟において、被告は、答弁書及び積極的抗弁書とともに、病院に対して反訴を提起した。その反訴は、公正債権回収法 (FDCPA) 及びミシガン州債権回収規制法 (MRCPA) に基づいていた。また、被告は、同一の反訴を Tsaturova 法律事務所に提起した。この本訴及び反訴の係属中に、被告は、原告らに対して別訴を提起し、医師・患者患者間の秘匿特権の侵害、注意義務の違反、公正

(19) *See Salem Industries, Inc. v. Mooney Process Equipment Co.*, 175 Mich. App. 213, 216; 437 N.W.2d 641(1988)(反訴変更の許可が却下されたときは、当事者は、コラテラル・エスツッベル及び既判事項の原則により許容される範囲において、反訴請求を別訴として提起することができる)。原告の提起した先行訴訟において被告が反訴を提起した後、必要的請求併合のルールに基づき、被告が反訴請求と同一の事件から生じた他の請求について必要的追加的併合の申立て(必要的追加の変更)を行ったが、追加的併合を不可能とする事情が存在したため裁判所が追加的併合を認めなかったときは、被告には請求不併合に対する帰責性は存在しないと考えられるので、当該請求に基づく後訴は遮断されないと解される。本事例では、反訴請求と別訴請求は同一の事件から生じたことが明らかであるので、被告は、別訴請求を反訴請求に追加的に併合する義務を負い、あくまで例外的に、請求不併合に対する帰責性が存在しないと判断される場合にのみ、別訴提起が認められるとの趣旨と解される。

債権回収法（FDCPA）ならびに州債権回収規制法（MRCPA）の違反、およびプライバシー権の侵害を主張して、損害賠償等を求めた。この被告の提起した別訴が、重複訴訟に該当して許されないかが問題となった。

ミシガン裁判所規則 MCR2.203(B)項は任意的反訴のルールを規定しており、被告が先行訴訟において反訴を提起するかどうかは、被告の意思に委ねられるものとされている。これに対して、被告が先行訴訟において反訴を提起しようとするときは、ミシガン裁判所規則 MCR2.203(A)項の規定する必要的請求併合のルールが適用される。したがって、まず第一に、被告は、同一の事件から生じた原告に対して有するすべての反訴請求を併合して提起しなければならない。第二に、被告が、同一の事件から生じた数個の反訴請求のうちの一の請求のみに基づいて訴えを提起したときは、被告は同一の事件から生じた他の反訴請求を追加的に併合しなければならない（必要的追加の変更）。第三に、被告が同一の事件から生じた反訴請求のうちの一つの請求について訴えを提起しその訴訟が係属中に、被告が反訴請求と同一の事件から生じた他の請求を別訴として提起することは重複訴訟となり、不適法とされる。そして、第四に、被告が、同一の事件から生じた数個の反訴請求のうちの一の請求のみに基づいて訴えを提起し、その訴えについて終局判決が言い渡され確定したときは、被告が反訴請求と同一の事件から生じた他の請求に基づいて後訴を提起することは、既判力または必要的請求併合のルールに基づく失権的作用により遮断されるものとされる。

本件では、被告は先行訴訟において、公正債権回収法（FDCPA）及びミシガン州債権回収規制法（MRCPA）に基づく反訴請求を提起しており、またこの訴訟の係属中、被告は、医師・患者患者間の秘匿特権の侵害、注意義務の違反、公正債権回収法（FDCPA）ならびに州債権回収規制法（MRCPA）の違反、およびプライバシー権の侵害に基づく請求について別訴を提起しているが、これらの別訴請求は、被告の反訴請求が生じたのと同じ原告の被告に対する債権回収行為という同一の事件から生じていることは明らかである⁽²⁰⁾。したが

(20) なお、本事例では、先行訴訟での被告の反訴請求と被告の別訴請求とが同一の事件から生じたかどうかについては、同一証拠の基準及び同一事件の基準のいずれの基準によっても基礎付けることができると解する。

って、必要的請求併合のルールに基づき、被告の提起した別訴は重複訴訟として不適法となると解される。また、同時に、被告は、必要的請求併合のルールに基づき、当該別訴請求を、先行訴訟において係属中の反訴請求に追加的に併合する義務を負うものと解する（必要的追加的変更）。なお、被告が別訴請求を提起した時点において、先行訴訟における反訴請求について終局判決が言い渡されずすでに確定していた時は、当該別訴請求は、既判事項の原則または必要的請求併合のルールに基づく失権的作用により遮断されるものと解する。

(49) Defina v. Delinck ⁽²¹⁾

本件は、家族構成員である Defina と Delinck との間の不動産及び契約に関する紛争から生じた。2016年、Delinck は、本件不動産を取得した Defina らに対して、無利息の譲渡抵当権に基づく貸付けを行い、次に Delinck に対して、第二順位の譲渡抵当権を設定し、Delinck に対して、権利放棄証書 (quitclaim deed) に基づき、当該不動産に対する生涯不動産権 (life estate) を譲渡した。彼らは、不和が生じるまで一緒に生活していたが、結局 Delinck はその不動産から立ち退くこととなった。2018年、Delinck は Defina らを訴え、当該不動産及び当事者の契約関係に関する複数の請求を申し立てた。Delinck が契約違反に基づく請求以外の他の請求を取り下げた後、その訴訟は審理に進み、陪審が2019年4月11日に評決を下し、当事者は契約を締結していたが、Defina らは契約に違反していなかった、と認定した。Delinck は、彼女の新しい夫を連れて、その家屋に戻った。

次に、Defina らが、2019年5月22日に、Delinck に対して本件訴訟を提起し、当事者の契約の解除を求め、Delinck は彼女の生涯不動産権を放棄したこと、及び家計費の支払を行わず、かつ彼女の新たな夫をその家屋に連れてきて居住させることにより、生涯不動産権に適用される契約に違反したからである、と、主張した。Delinck は、当事者の当初の契約の有効性、被告の生涯不動産権の地位並びに範囲、及び当不動産に関する当事者のそれぞれの法律上の権利を確認する宣言的判決を求める反訴を提起し、かつ、事実審裁判所がその家屋を地理的に分割することを求めた。Delinck は、MCR2.116(C)(7) 及び MCR2.116(C)(8) に基づき、正式事実審理に基づかない裁判を申し立て、その根拠として、

(21) WL220827(2021).

既判事項の原則が原告らの請求を遮断する、なぜなら、原告らは、抗弁または反訴により、被告が前訴において、契約に違反したことを提起することができたにもかかわらず、それを行わなかったからである、と主張した。Definaらは、自らの正式事実審理に基づかない裁判の申立てにより反論した。

事実審裁判所は、審理を開き、家族構成員に対してその問題を解決するように求めた。それにもかかわらず、事実裁判所は、それらの請求は、既判事項の原則に服する、と判示した。事実審裁判所は、判決を登録し、その中で、関連する部分について次のように述べた。すなわち、「裁判所は、以下のように判示する。すなわち、両当事者の正式事実審理に基づかない裁判の申立てが、MCR2.116 (C) (8) に基づき、既判事項として認容されるべきである⁽²²⁾。書類番号 18-337CZ において示されているように、昨年、同一の当事者が同一の問題を取り上げた。本訴原告かつ前訴被告は、陪審に対して、本訴被告かつ前訴原告が、被告が生涯不動産権を有する不動産にいつでも戻ることができる、と明確に主張した。訴答書面によれば、裁判所において以下の点が明らかである。すなわち、被告は、原告らに対してさらなる現金を支払う必要はないこと、及び被告は、彼女が原告により生涯不動産権を付与された建物全体を無制限に享有する権利を有するということである」。この判決に対して、Definaらが控訴した。控訴裁判所は、控訴を棄却して、次のように判示した。

「Definaらは、既判事項の原則が彼らの請求を遮断とした事実審裁判所の判断は誤っている、なぜなら、ミシガン州は必要的反訴の規定を有していないので、既判事項の原則は適用されないからである、と主張する。当裁判所は、この見解を採用しない。

King v. Munro 事件⁽²³⁾において、当裁判所は、近時以下のような説示を行った。すなわち、既判事項の原則の目的とは、同一の訴訟原因について争う多数の訴訟を防止することである。既判事項の原則によれば、本案について管轄権を有する裁判所により言い渡された終局判決は、当事者及び彼らの関係人の

(22) なお、判決文の記載では、「両当事者の」と記載されているが、厳密には、「本訴被告 Delinck の」ではないかと思われる。

(23) 329 Mich. App. 594, 600-601; 944N.W.2d 198(2019) (quotation marks and citations omitted).

権利について最終的なものであり、かつそれらの権利について、同一の請求、要求または訴訟原因を含む後訴に対する完全な遮断を構成する。この原則が第二の後訴を遮断するのは、以下のような要件を満たす場合である。すなわち、(1) 前訴が本案について判断されたこと、(2) 後訴で争われた事項が、前訴において解決されまたは解決することができたこと、及び(3) 両訴訟が、同一の当事者または彼らの関係人を含んだことである。ミシガン州は、既判事項の原則を広く適用しており、すでに争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば、提起することができたが提起しなかったすべての請求をも遮断する。

わが最高裁判所は、既判事項の原則が適用されるかどうかを判断するために、裁判所は広い事件の基準を適用すべきであることを示した⁽²⁴⁾。Adair 事件において、わが最高裁は、重要な問題とは、本件における請求が前訴の請求が生じたのと同じ事件の一部として生じたかどうかであることを説明した⁽²⁵⁾。『事実の集合体が既判事項の目的との関係で一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因または動機の点で関連しているか、及びそれらが都合のよい (convenient) 審理の単位を形成しているかどうかを考慮することにより、実用的に判断されなければならない』⁽²⁶⁾。

MCR2.203 (A)項は、請求の併合、反訴及び交叉請求に適用され、以下のように定める・・・。 MCR2.203(E)項は、関連する部分につき、次のように定める。すなわち、『反訴または交叉請求は、答弁書とともに提出され、または MCR2.118 により規定される形での修正により提出されなければならない』。Garrett 事件⁽²⁷⁾において、当裁判所は以下のような説明を行った。すなわち、MCR2.203(A)項との関係において、二つの請求が同一の取引または事件から生じたかどうかを判断するには、既判事項の原則が適用されなければ

(24) Adair v. Michigan, 470 Mich. 105, 124-125, 680 N.W.2d 386(2004).

(25) *Id.* at 125.

(26) *Id.* (quotation marks and citation omitted, alteration in original).

(27) Garrett v. Washington, 314Mich.App.436, at 451 ;886 NW2d 762(2016).

ばならない⁽²⁸⁾。

本件において、事実審裁判所は、既判事項の原則が本件において主張されている請求を遮断するとの正当な判断を行った。とりわけ、Definaらは、既判事項の原則の要件が充足されている点は争わないにもかかわらず、既判事項の原則は適用されない、なぜなら、彼らは前訴において反訴の提起を要求されなかったからである、と主張している。Definaらの主張は、根拠を全く欠いている。

記録の新たな審査によれば、前訴は、明らかに、同一の当事者、不動産に関する請求、及び当該不動産並びに Delinck の生涯不動産権についての当事者らの契約関係に関する請求を含んでいたことが示されている。彼らの契約関係に関する請求は、本案について判断された。前訴及び本訴の双方とも、同一当事者間での同一の契約上の合意に関するさまざまな面、すなわち不動産の購入のための Delinck からの Defina らに対する貸付、及び当該貸付取引から生じた Delinck の生涯不動産権に関する違反を主張した。さらに、Delinck は、Defina らの行為により彼女が退去させられたことを理由としてではあるが、彼女がその不動産を退去したことを前訴において認めた。本件訴訟において生じた請求は、すべて、既判事項の原則及び MCR2.203(A) 項との関係において、同一の取引または事件から生じた。主要事実及び同一の事件(取引)上の基礎が存在し、本件訴訟において主張された Defina らの請求及び Delinck の反訴請求の基礎を形成したのである。したがって、既判事項の原則が Defina らの請求を遮断するとした事実審裁判所の判決は、正当であった。

Defina らはまた、事実審裁判所が Delinck の生涯不動産権の存在及び範囲について判断したのは誤っている、と主張する。当裁判所は、この主張を支持しない。この問題は控訴審において初めて提起されたので、当裁判所の審査

(28) See *Marketplace of Rochester Hills v. Comerica Bank*, 309 Mich.App. 579, 586; 873 N.W.2d 332 (2015) (MCR2.203(A) 項を既判事項の原則を使用して解釈), *vacated in part on other Grounds*, 498 Mich. 934(2015); *Pierson Sand & Gravel, Inc. v. Keeler Brass Co.*, 460 Mich. 372, 394 n. 12, 596 N.W.2d 153(1999)(Taylor, J., *dissenting*)(MCR2.203(A) 項は、既判事項の原則と一致して、当事者に対して、訴答者が相手方に対してすべての請求を併合することを要求している。)[Garrett, *supra* note (27), 314 Mich. App. at 451.]

は、実体法上の権利に影響を及ぼす明白な誤りを対象とする⁽²⁹⁾。Delinckは、彼女が生涯不動産権を有するかどうか、またもしそれを有するとすれば、その範囲を判断するため、反訴の請求原因1において、宣言的判決を求めた。本件訴訟において提出された資料によれば、Definaらが、Delinckに対して何らの制限もなく生涯不動産権を譲渡し、かつDefinaらが主張するような支払をDelinckがしなければならないとする何らの契約も存在しなかった。訴訟記録は、事実審裁判所の判断を支持しており、かつDefinaらは、明白な誤りの存在を立証することができなかった・・・」。

本件では、2018年に提起された前訴において、前訴原告が、前诉被告らを訴え、本件不動産及び当事者の契約関係に関する複数の請求を申し立てた。前訴原告が契約違反に基づく請求以外の他の請求を取り下げた後、その訴訟は審理に進み、陪審が2019年4月11日に評決を下し、当事者は契約を締結していたが、前诉被告らは契約に違反していなかった、と認定した。その後、2019年5月22日に、本訴原告(前诉被告)らが、本诉被告(前訴原告)に対して本件後訴を提起し、当事者の契約の解除を求め、本诉被告(前訴原告)は彼女の生涯不動産権を放棄したこと、及び家計費の支払を行わず、かつ彼女の新たな夫をその家屋に連れてきて居住させることにより、生涯不動産権に適用される契約に違反したからである、と主張した事件で、本訴原告が本件後訴請求を前訴において反訴として提起していなかったことを理由に、本件後訴が遮断されるかどうかの問題となった。

そこで、この点について検討すると、まず第一に、ミシガン裁判所規則MCR2.203(B)項によれば、本诉被告が反訴を提起するかどうかは任意的とされており、任意的反訴のルールが採用されている。これに対して、第二に、一旦、本诉被告が反訴を提起した場合は、MCR2.203(A)項の必要的請求併合のルールに基づき、本诉被告は、当該反訴請求と同一の取引または意見から生じたその他のすべての請求を併合しなければならないものとされている。したがって、ミシガン州では、アメリカ連邦民事訴訟規則13条(a)項の定める必要的反訴のルールは採用されていないものとされている。したがって、この意味において、本訴原告らが、ミシガン州は必要的反訴の規定を有していないので、

(29) *See Kloian v. Schwartz*, 272 Mich. App. 232, 242 ; 725 N.W.2d 671(2006).

既判事項の原則は適用されないとした主張は、正当であるように思われる。もっとも、第三に、仮にミシガン州では、必要的反訴のルールが採用されていないとしても、狭義の既判事項の原則により、後訴が遮断される場合がある、との指摘がなされている。すなわち、そのような後訴を提起することが前訴での結論と矛盾するならば、必要的反訴のルールではなく、既判事項のルールが適用され、後訴が排斥されるのである⁽³⁰⁾。本件の第1審裁判所が、本件後訴は既判事項の原則により遮断されると判示しているのは、このような理由に基づくものとも考えられる。さらに、第四に、近時、上記の第三のような場合以外に、既判事項の原則を根拠とした必要的反訴のルールを肯定する下級審判例が増加しつつあるように思われる。この立場は、ミシガン裁判所規則 MCR2.203(A)項の必要的請求併合のルールは、規定上、必要的反訴のルールを含まないことを前提として、裁判所規則とは異なる判例法上の既判事項の原則に基づく必要的反訴のルールを肯定する見解であると考えられる。本件控訴審判決が、これらの近時の判例を引用している点からみると、本件控訴審はこのように見解に立つようにも思われる。しかし、これらの近時の判例は、裁判所規則 MCR2.203(A)項とは異なる判例法上の既判事項の原則に基づく必要的反訴のルールを前提としているのに対して、本件控訴審判決は、本件後訴が既判事項の原則及び裁判所規則 MCR2.203(A)項の双方により遮断されると判示しているようにも理解することができる。そうであるとすれば、本件控訴審判決は、裁判所規則 MCR2.203(A)項の規定自体が、必要的反訴のルールを含んでいると判示しているとも考えられ、当該裁判所規則の規定との整合性の問題が生じるようにも思われるところである。

次に、本件訴訟において、原告は契約の取消しを求め、その根拠として、被告が彼女の生涯不動産権を放棄したこと、及び家計費の支払を行わず、かつ彼女の新たな夫をその家屋に連れてきて居住させることにより、生涯不動産権に適用される契約に違反したからである、と主張したが、控訴裁判所は、本件後訴が既判事項の原則及び裁判所規則 MCR2.203(A)項の双方により遮断されると判示している。しかし、仮に本件控訴裁判所の考え方を前提とした場合でも、

(30) 拙稿「ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(2)」国士館法学 22号 132頁(1990)。

上記の根拠のうち、被告が新たな夫をその家屋に連れてきて居住させたという事由は、前訴の終結後に生じた事由であるようにも思われる。そうであるとすれば、既判事項の原則の適用の要件の一つである「後訴で争われた事項が、前訴において解決されまたは解決することができたこと」という要件を欠き、当該請求は遮断されないと考えられる。また、裁判所規則 MCR2.203(A)項の定める必要的請求併合のルール観点からも (MCR2.203(A)項の定める必要的請求併合のルールが必要的反訴のルールを含むものと仮定しても)、被告が新たな夫をその家屋に連れてきて居住させたという事由が、前訴の終結後に生じた事由であるとすれば、その事由に基づく請求は、前訴と同一の事件から生じたものではないとみるか、または同一の事件から生じたものとみる場合でも、当該請求を前訴において反訴として併合しなかったことに帰責性が存在しないと考えられるので、当該後訴は遮断されないとみることも可能であると思われる。

最後に、本件では、原告が被告に対して前訴を提起した後、前訴被告が前訴原告に対して本訴を提起したため、前訴原告がこの本訴に対して反訴を提起している。そこで、この反訴が、前訴原告の提起した訴訟における請求と同一の事件から生じた場合、この反訴は、裁判所規則 MCR2.203(A)項の定める必要的請求併合のルールに基づき遮断されるのではないかと考えられる。この点は、判決文からは必ずしも明らかではないが、本訴原告が、第1審で被告の反訴提起が既判事項の原則及び規則 MCR2.203(A)項の必要的請求併合のルールに基づき遮断されるとの主張を行わなかったため、既判事項の原則及び必要的請求併合のルールに基づく抗弁が放棄されたものとみることも可能ではないかと考えられる。

(50) *Scott v. City of Detroit* ⁽³¹⁾

原告 Kristal Scott は、最初に、Detroit 市に対して本件訴訟を提起し、彼女の身体障害に基づく雇用差別を主張した。訴えに対する答弁書の提出に代え、市は、却下の申立書を提出した。その後、Scott は、訴え変更の書面を提出し、新たな当事者である James Craig 警察署長、及び Michael Duggan 市長に対して、彼らの個人としての資格において、平等保護に基づく請求を追加した。変

(31) WL323756(2021).

更された訴えに対する答弁として、被告らは、第二の却下の申立書を提出した。

Scott は、彼女が2004年の始めに、Detroit 警察 (DPD) により警察官として雇用された、と主張している。2013年、彼女は、負傷により走行と歩行の能力に影響が生じたため、拳銃受付係りでの限定的な義務を伴う職務を割り当てられた。2014年頃、市の破産手続の過程において、申立てによれば、市及び Duggan 市長は、DPD を含む多くの部署の費用を削減することにより、市の予算を縮小することを求めた。このような努力を促進するため、申立てによれば、Craig 警察署長は、DPD が永続的に限定的義務を負う職務を割り当てられていた職員を強制的に退職させ、可能な人数の完全な義務を負う職員を雇用する政策を実行した。申立てによれば、この政策は、限定的義務を負う職務にある職員を、安く雇用できる通常の義務を負う民間人に代えようとする Craig 警察署長の要望により動機付けられていた。その結果、Scott は、市の評議委員会が、彼女を職務上の身体障害に基づき退職させるという DPD の申請書を承認し、それは2017年9月7日に効果を生じた、と主張している。Scott は、この判断に対して不服を申し立てたが、2018年5月1日、棄却された。

変更された訴えの第一の請求原因において、Scott は、市に対して、障害に基づく差別、及びリハビリテーション法⁽³²⁾に基づく就業場所の提供を行わなかったことに基づく請求を申し立てている。第二の請求原因は、Scott の強制的な退職を導いた差別的な政策を実行することにより、Craig 警察署長と Duggan 市長は、憲法第14条修正の平等保護条項に違反したと主張し、彼女は、身体障害のない同様の状況にある被用者と比べ不利益に扱われた、と主張した。

この訴訟は、Scott の強制的な退職に関する最初の訴訟ではなかった。2018年5月31日、Scott は、Wayne 郡巡回裁判所に訴えを提起し、市は、彼女を退職させ、かつ身体障害に対して相応の便宜を図らなかったことにより、ミシガン州の障害者の市民的権利に関する法律 (PWDCRA) に違反した、と主張した。2019年2月11日、州裁判所は、市の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容する裁判を言い渡し、それは、係属中のすべての請求を解決し、訴訟事件を終結させた。その裁判所は、引き続き、Scott の再審理の申立てを却下した。2020年5月14日に言い渡された裁判の意見において、ミシガン州

(32) 29U.S.C. § 794, *et seq.*

控訴裁判所は、請求を棄却する巡回裁判所の裁判を支持した⁽³³⁾。

Mark A. Goldsmith 合衆国地方裁判所裁判官は、既判事項の原則に基づく被告らの申立てを認容して、次のように判示した。

「I. 背景 (上述)

・・・被告らは、本件訴訟の却下を求め、既判事項の原則により、Scott は、州裁判所の訴訟を生じさせたのと同一の事件から生じた請求についての訴訟追行を遮断される、と主張している。

II. 審理の基準 (省略)

III. 審理

既判事項の原則は、請求を再度争うことを防止することにより、裁判の効率性及び州裁判所と連邦裁判所間の礼譲を促進することを目的としている⁽³⁴⁾。州裁判所の判決が後訴の連邦裁判所の訴訟に遮断効を及ぼすかどうかを判断する際、十分な信頼と信用法 (28U.S.C. § 1738) は、連邦裁判所が、『州裁判所の判決に対して、その判決が言い渡された州の法原則に従いその判決に付与されるのと同一の遮断効を付与すること』を要求している⁽³⁵⁾。

ミシガン州は、広い既判事項の原則を採用しており、裁判所は、以下の要件を満たせば、既判事項の原則が後訴を遮断する、と判示している。すなわち、『(1) 前訴が本案について判断されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者またはその関係人を含んだこと、及び (3) 後訴における事項が、前訴において解決され、または解決することができたこと』、である⁽³⁶⁾。既判事項の原則を適用できることを証明する責任は、その原則を主張する当事者の側が負う⁽³⁷⁾。

被告らは、既判事項の原則が本件訴訟を遮断する、なぜなら、前訴の州裁判

(33) Scott v. City of Detroit, No. 348516, 2020 WL 2505385(Mich. Ct. App. May 14, 2020).

(34) Smith v. Ameritech, 130 F. Supp. 2d 876, 880 (E.D. Mich. 2000).

(35) Young v. Township. of Green Oak, 471F. 3d 674, 680 (6th Cir. 2006) (internal question marks and citation omitted).

(36) *Id.*(quoting Adair v. Michigan, 680 N.W.2d 386, 396(Mich.2004)).

(37) Abbott v. Michigan, 474F. 3d324, 331 (6th Cir. 2007) (*citing* Baraga City. v. State Tax Comm'n, 645 N.W.2d 13, 16 (Mich. 2002)).

所の訴訟では、市勝訴の本案判決が言い渡され、かつ、Scott の強制的な退職という本件と同一の事件から生じた請求を含んだからである、と主張する。これとは対照的に、Scott は、既判事項の原則は適用されない、なぜなら、本件請求は、州裁判所において提起された PWDCRA 請求と関連する同一の事実及び証拠を含まないからである、と主張している。さらに、Scott は、既判事項の原則は平等保護に基づく請求には適用さない、なぜなら、Craig 警察署長と Duggan 市長は、市と当事者的関係人にはならないからである、と主張する。次に、当裁判所は、リハビリテーション法に基づく請求及び平等保護に基づく請求に対する既判事項の原則の適用を検討する。

A. リハビリテーション法に基づく請求

Scott が市に対して主張したりハビリテーション法に基づく請求については、被告らが既判事項の原則の最初の二つの要件を証明したことについては、争いがない。まず第一に、リハビリテーション法に基づく請求は、州裁判所の訴訟に含まれていたのと同一の当事者、すなわち Scott および市を含んでいる。第二に、州裁判所の訴訟は、本案について裁判された、なぜなら、州の事実審裁判所は、市の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容して事件を終結させ、その後、Scott の再審理の申立てを却下したからである。ミシガン控訴裁判所は、この本案判決を支持した⁽³⁸⁾。

当事者の意見の相違は、既判事項の原則の最後の要件、すなわち、本件訴訟における事項が州裁判所訴訟において解決され、または解決することができたかどうかという要件に集中している。被告らは、この要件は充足されている、なぜなら、本件訴訟は、州裁判所の訴訟におけると同一の事件、すなわち Scott の強制的な退職から生じたからである、と主張する。Scott は、この要件は充足されていない、なぜなら、本件におけるリハビリテーション法に基づく請求は、前訴で争われた PWDCRA 請求に関連したのと同一の事実及び証拠を含んでいないからである、と主張する。被告らが、優位な主張を行っている。

ミシガン法によれば、『既判事項の原則は、すでに争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提

(38) Scott, *supra* note (33), 2020WL2505385, at 6.

起しなかったすべての請求を遮断する』⁽³⁹⁾。この『事件の基準』は、『異なる種類またはセオリーに基づく救済の主張は、もし単一の主要事実の集合体が救済の主張を生じさせるときは、依然として単一の訴訟原因を構成する』、と定める⁽⁴⁰⁾。すなわち、ある請求は、『原告が利用することのできる実体法上の法的視点の数、またはそのような法的視点から生じる様々な救済の方式にもかかわらず、・・・及びそれらの法的視点または権利を証明するために必要な証拠の相違にもかかわらず』、同一の事件から生じたものとされる⁽⁴¹⁾。それゆえ、裁判所は、『それらの事実が、時間、場所、原因及び動機の点で関連しているか、及びそれらの事実が適当な (convenient) 審理の単位を形成しているかどうかを考慮することにより』、実用的なアプローチを行っている⁽⁴²⁾。

Buck v. Thomas M. Cooley Law School 事件における第6巡回裁判所の判決が、この点を例証している。この事件において、原告は、最初に、ロー・スクールを被告として州裁判所に訴えを提起し、PWDCRA 法に違反して、彼女に対して学習障害に適合するような方法をとらなかったことを主張した⁽⁴³⁾。その事件は、ミシガン控訴裁判所がすべての請求についてロー・スクール側の正式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容するべきものとする命令により差し戻された後、最終的に棄却された (dismissed with prejudice)⁽⁴⁴⁾。その後、原告は、ロー・スクールに対して連邦法上の訴訟を提起し、同じ一連の事実に基づき、米国障害者法及びミシガン州の障害者の市民的権利に関する法律 (PWDCRA) に違反した、と主張した⁽⁴⁵⁾。第六巡回控訴裁判所は、訴えを却下した地方裁判所の判決を支持し、連邦法上の訴訟を生じさせた主張は、『彼女の前訴でなされた主張が生じたのと同じ事件 (すなわち、ロー・スクールの学生としての原告に対する被告の違法行為及び差別的な意図) の一部であ

(39) Buck v. Thomas M. Cooley Law School, 597 F.3d 812, 817 (6th Cir. 2010) (internal quotation marks and citation omitted).

(40) Adair, *supra* note (36), 680 N.W.2d at 397(internal quotation marks omitted).

(41) *Id.* at 398 (internal quotation marks omitted).

(42) *Id.* (internal quotation marks omitted) (emphasis and alteration in original).

(43) 597 F. 3d at 814.

(44) *Id.* at 816.

(45) *Id.*

る』、と認定した⁽⁴⁶⁾。連邦裁判所での訴訟は、原告が州裁判所の訴えを提起した時点では生じていなかった追加的な事実を含んでいたが、第六巡回控訴裁判所は、原告は、その訴訟の係属中に生じた事実の主張に基づき、州裁判所の訴えを変更することを義務付けられることを指摘した⁽⁴⁷⁾。

同様に、Scottのリハビリテーション法に基づく請求を生じさせた主張は、州裁判所の訴訟が生じたのと同一の事件の一部である。とりわけ、リハビリテーション法に基づく請求と州裁判所において主張された請求とは、2017年の限定的な義務を伴う職務からの強制的な退職と、申し立てによれば資格の上で劣った民間人に代えようとしたことに関連している……。両訴訟において、Scottは、市が彼女の障害に基づいて彼女を差別し、彼女に相応の便宜を図らなかったと主張している……。実際、リハビリテーション法に基づく請求についてなされた事実上の主張の多くは、州裁判所において主張されたものと同一体である……。リハビリテーション法に基づく請求は、州裁判所の訴訟における同一の一連の主要事実から生じたので、Scottは、それらの請求を州裁判所の訴訟において提起することができ、かつ提起すべきであった⁽⁴⁸⁾。

Scottは、既判事項の原則は適用されない、なぜなら、リハビリテーション法に基づく請求は、PWDCRA上の請求に関連するのと同一の事実及び証拠を含んでいないからであり、二つの制定法に基づき障害者差別に関する異なる法的基準が存在している、と主張する。この主張は、有益ではない。ミシガン州は、既判事項の原則の最後の要件が充足されたかどうかを判断するための二つの代替的なアプローチを承認している。すなわち、上述の『事件の基準』とScottにより言及された『同一証拠の基準』であり、それは、同一の証拠または一組

(46) *Id.* at 817.

(47) *Id.*

(48) 既判事項の原則の遮断効とは別に、ミシガン裁判所規則は、当事者に対して、「訴答者が訴答書面送達の時点において相手方に対して有する請求で、それらが訴訟の主題である取引または事件から生じたときは、それらすべての請求」を併合することを要求している。Mich. Ct. R. 2.203(A)。必要的請求を併合しない時は、その請求は遮断され(Lichon v. Morse, 933N.W. 2d 506, 518 (Mich. Ct. App. 2019))、ミシガン裁判所規則 2.116(C)(6)に基づく却下の根拠を構成する(Meadowbrook, Inc. v. Miller, No. 247552, 2004 WL 2192616, at 2 (Mich. Ct. App. Sept. 30, 2004))。See Scott, *supra* note (31), at n.3.

の事実が、両訴訟において主張された請求について重要であるかどうかを問うものである⁽⁴⁹⁾。いずれかの基準を満たせば、既判事項の原則の最後の要件を十分に証明したことになる⁽⁵⁰⁾。裁判所は、被告が同一事件の基準を充足したと判断したので、同一証拠の基準が充足されるかどうかは、無関係である。

被告は、必要なすべての要件を証明したので、被告は、既判事項の原則が Scott のリハビリテーション法に基づく請求を遮断したことを証明した。

B. 平等保護に基づく請求

次に、当裁判所は、Craig 警察署長と Duggan 市長に対して彼らの個人としての資格で主張された Scott の平等保護に基づく請求について審査する。上述のように、州裁判所の訴訟が本案について判断されたことについては、争いがない。しかしながら、最後の二つの要件について、当事者間に争いがある。すなわち、(i) Craig 警察署長と Duggan 市長は、市と当事者的関係人であるかどうか、及び (ii) 平等保護に基づく請求は、州裁判所において解決することができたかどうか、である。

既判事項の原則の適用については、ミシガン法は、両訴訟の当事者が完全に同一であることを要求していない。むしろ、『その原則は当事者と彼らの関係人の双方に適用されるという点で、後訴の当事者は、前訴の当事者と実質的に同一でありさえすればよい』⁽⁵¹⁾。ミシガン法によれば、『当事者的関係人とは、他方と利益の点で同一視されるため、彼が同一の法律上の権利を代表している者を指し、例えば、本人と代理人、使用者と被用者、または補償者と被補償者を含む』⁽⁵²⁾。当事者的関係人は、利益の完全な同一性を要求しない。すなわち、『(1) 利益の実質的同一性があること、(2) 効果的な機能的関係があること、および、(3) その機能的関係において非当事者の利益が、在廷当事者により代

(49) SHR Ltd. P'Ship v. SWEPL, LP, 173 F. App'x 433, 434 (6th Cir. 2006); Adair, *supra* note (36), 680 N.W. 2d at 397-398.

(50) See Adair, *id.*, 680 N.W.2d at 398 (事件の基準が充足されたときは、既判事項の原則は適用されると判示し、かつ裁判所は、同一証拠の基準に関連した原告の主張を考慮する必要はないことを指摘)。

(51) Peterson Novelties, Inc. v. City of Berkley, 672 N.W.2d 351, 359(Mich. Ct. App. 2003).

(52) *Id.*

表されかつ保護されること』、という要件が存在すれば、十分である⁽⁵³⁾。

公的雇用との関係では、『公務員として訴えられた政府役人は、政府と当事者的関係人となることは確立されている』一方で⁽⁵⁴⁾、個人として訴えられた政府役人が彼の政府の雇用主と当事者的関係人となるかどうかについては、当事者間に争いがある。第六巡回控訴裁判所は、その問題を肯定する方向で解決し、『前訴での政府の部署である被告と本件個人として訴えられた被告が、雇用者と従業員の関係にあれば、前訴の請求が被告に対して、後訴における請求と同一の資格で訴えられたかどうかにかかわらず、当事者的関係人は、三要件を充足すれば証明される』、と判示した⁽⁵⁵⁾。MaCoy 事件では、原告は、ミシガン矯正局 (MDOC) に対して、1997 年の解雇及びその後の復職に基づいて、州裁判所に雇用差別に基づく訴えを提起した⁽⁵⁶⁾。その後、原告は、ミシガン州、矯正局、及び個人並びに公務員の双方の資格において矯正局の職員に対して連邦訴訟を提起し、2004 年の解雇から生じた雇用差別を主張した⁽⁵⁷⁾。既判事項の原則が防御的に主張されたことを強調して、第六巡回裁判所は、矯正局と個人の資格において訴えられたそれぞれの被告らとの間には、当事者的関係人としての関係が存在するが、最終的に既判事項の原則は適用されない、なぜなら、双方の請求は、同一の事件から生じたものではなかったからである、と判断した⁽⁵⁸⁾。

当地区の裁判所は MaCoy 事件を支持し、政府役人は、個人としての資格で訴えられたとしても、彼らの政府の雇用主と当事者的関係人の立場に立つと判

(53) Bates v. Township of Van Buren, 459 F. 3d 731, 734 (6th Cir. 2006)(internal quotation marks omitted).

(54) Pittman v. Mich. Corr. Org., 123 F.App'x 637, 640 (6th Cir. 1998)(internal quotation marks omitted).

(55) MaCoy v. Michigan, 369 F. App'x 646, 650 (6th Cir. 2010).

(56) *Id.* at 648.

(57) *Id.*

(58) *Id.* at 650-651.

示した…⁽⁵⁹⁾。同様に、ミシガン裁判所は、政府職員と政府雇用者との間には、当事者的関係人としての関係がある、と判示してきた…。

本件において、Craig は、デトロイト市の警察署長として市により雇用され、それゆえ、市と当事者的関係人の立場にたつ…(Craig は、被告デトロイト市の警察署長であり、州法に基づいて行動し、かつデトロイト市との雇用の過程及びその範囲において行動している、と主張)。同様に、Duggan は、デトロイト市の市長として、市により雇用されており、市と当事者的関係人の立場にたつ…(Duggan は、被告デトロイト市の市長であり、州法に基づいて行動し、かつデトロイト市との雇用の過程及びその範囲において行動している、と主張)。MaCoy 事件によれば、Craig と Duggan は、既判事項の原則を援用して、州裁判所において市に対して提起されまたは提起することのできた請求についての再訴を遮断することを求めることができる。

この結論は、さらに、Craig と Duggan に対する本件請求が、州裁判所において市により代表されているのと実質的に同一の法的利益と利害関係を含んでいる、という事実によって強化される。特に、Scott の州裁判所における PWDCRA 法に基づく請求は、彼女の障害を原因とする強制的な解雇という、市による差別的とされる政策の実行を前提としていた…。Craig と Duggan に対する Scott の平等保護に基づく請求の基礎となる主張は、実質的

(59) *See, e.g., Hemelberg v. City of Fraser*, No. 18-CV-12196, 2019 WL 247228, at 4-5(E.D. Mich. Jan. 17, 2019) (原告を事務所から移動させることにより原告に対して報復を行ったとされる理由により、1983 条に基づき個人としての資格で訴えられた市議会の構成員と市長は、原告の事務所からの移動について前訴の州裁判所の訴訟で訴えられた市と当事者的関係人の立場にあると判断); *Berkshire v. Klimowicz*, No. 13-11599, 2014 WL 1032048, at 7 (E.D. Mich. Mar. 17, 2014) (適正手続及び第 8 修正に違反したとして、1983 条に基づき個人としての資格で訴えられた MDOC の職員は、同一の問題を含んだ州裁判所における違法行為の審理についての行政上訴の当事者である MDOC と当事者的関係人の立場に立つと判断); *O'Leary v. Charter Township of Flint*, No. 09-13075, 2010 WL 2870400, at 8 (E.D. Mich. July 21, 2010) (差別及び報復がなされたとして 42 U.S.C. 1981 条及び 1983 条に基づき、個人としての資格で訴えられた Flint タウンシップの長は、同一のセオリーに基づく州裁判所における差別訴訟の当事者であった Flint タウンシップと当事者的関係人の立場に立つ、と判断)。

に区別することができない。Scott は、Craig と Duggan が DPD の予算を削減しようとした点で、Scott を含め、障害に基づく職員の強制的な解雇を生じさせた差別的な政策の実行について責任を負う、と主張する・・・。これらの主張は、もっぱら、Craig と Duggan が市の代表者及び政策立案者として担当する役割を基礎としており、Craig と Duggan が、Scott の憲法上の権利の剥奪に直接関与したとする何らの主張もない。

完全な事実関係の重複を前提とすれば、市に対して主張された平等保護に基づく請求は、Craig と Duggan に対して主張された請求と同一の証拠及び問題に依存するであろう。それゆえ、市の責任を証明する証拠は、Craig と Duggan の責任を証明する証拠と同一の広がりを持つ、なぜなら、彼らは、市による Scott の権利の侵害を推し進めた政策決定者であると主張されたからである。別の言い方をすれば、市、Craig、及び Duggan は、市に対して主張されている違法行為と Craig 及び Duggan に対して主張されている違法行為とが全く同一であることを前提とすれば、有効に同一の法的利益を表明している⁽⁶⁰⁾。これらの状況の下では、当事者的関係人という関係が存在している。なぜなら、Craig と Duggan の法的利益は、市の法的利益と実質的に同一であり、州裁判所の訴訟において、市により代表されかつ保護されたからである。

Scott は、裁判所が Gentry v. Wayne County 事件⁽⁶¹⁾の推論に従うよう求めており、その事件では、政府職員は、政府雇用者とは当事者的関係人の立場には立たない、と認定した・・・。Gentry 事件では、政府の職員は、政府の雇用者とは当事者的関係人の立場には立たない、と判示された・・・。Gentry 事件では、Wayne 郡の保安官代理が、最初に、原告を狙撃したとの主張を根拠として、様々な不法行為上の請求に基づいて州裁判所において訴えられたが、それらの請求は、最終的に、政府免責の特権 (governmental immunity) の抗弁に基づいて棄却された⁽⁶²⁾。その後、原告は、Wayne 郡及び数名の職員に対

(60) See Fleming v. City of Detroit, No. 04-74081, 2006 WL 2559862, at 7 (E.D. Mich. Sept. 1, 2006) (警察署長に対する請求が、政策決定者としての彼の地位を前提としており、かつ何らの個人的な関与の主張も含んでいないときは、警察署長とデトロイト市との間には、当事者的関係人としての関係が存在すると判示)。

(61) No. 10-cv-11714, 2013 WL 12180801(E.D.Mich. July 2, 2013).

(62) 2013 WL 12180801, at 3-4.

して、連邦裁判所に Monell 上の請求を提起し、監督不行き届きと、憲法違反の政策または慣行の採用を主張した⁽⁶³⁾。裁判所は、既判事項の原則は Monell 上の請求を遮断しなかった、なぜなら、保安官代理は、Wayne 郡の被告らとは当事者的関係人の立場には立たなかったからである、と判断した⁽⁶⁴⁾。裁判所は、保安官代理は、連邦訴訟においては適用されない個人的な抗弁に基づき州裁判所において勝訴し、また彼は、Wayne 郡の被告らが狙撃の際に保安官代理の行為を独立して非難し、承認し、または推奨したかどうかという問題を争うことにより、Wayne 郡の被告らの利益を代表しかつ保護する必要はなかった、と推論した⁽⁶⁵⁾。

本件は、Gentry 事件とは区別することができる。なぜなら、州裁判所において争われた問題は、Craig 及び Duggan に対して主張された平等保護に基づく請求に関連していたからである。州裁判所は、Scott は、PWDCRA 法における制定法上の『障害』に該当しなかった、なぜなら、彼女は、彼女の障害が警察官としての義務を履行する能力と無関係であることを証明することができなかったからである、と判断した⁽⁶⁶⁾。Scott が、警察官としての重要な職務を遂行することができなかったという認定は、Craig 及び Duggan に対する平等保護に基づく請求と関連していた。なぜなら、これは、彼女の強制的な解雇と合理的に関連した正当な政府の利益としての資格を与えるからである⁽⁶⁷⁾。それゆえ、前訴の棄却の基礎にある州裁判所の推論は、Craig 及び Duggan に対して提起された平等保護に基づく請求に対して十分に適用することができた・・・。

最終的に、第六巡回裁判所は、原告は、『もっばら、まだ訴えられていなか

(63) *Id.* at 4.

(64) *Id.* at 7.

(65) *Id.* at 7-8.

(66) Scott, *supra* note (33), WL 2505385, at 6.

(67) *See* S.S. v E. Ky. Univ., 532 F.3d 445, 457 (6th Cir. 2008)(障害に基礎を置く分類は、それが正当な政治目的に対する合理的な関係を欠くときは、平等保護条項に違反する); *see also* Smith v. Defendant A, No. 08 Civ., 2009 WL 1514590, at 5-6(S.D.N.Y. May 29, 2009)(原告の病状に基づく刑務所の仕事からの原告の解雇は、彼の職務を遂行できないことと、彼の解雇との間に合理的な関係が存在したので、平等保護条項に違反しなかったと判示).

った地方公務員を見つけ出して、組織的な集団虐待とされることをその者個人について非難することにより、反復的な訴訟』の継続を許されるべきではない、と判示した⁽⁶⁸⁾。それこそが、まさに Scott が本件において試みようとしたことなのである。したがって、Craig 及び Duggan は、既判事項の原則との関係では、当事者的関係人に該当する。

2. 同一の事件

上述のように、既判事項の原則は、『同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求を』遮断するように適用される⁽⁶⁹⁾。本件では、平等保護に基づく請求を生じさせる主張は、州裁判所の訴訟を生じさせたものと同一の事件の一部である。平等保護に基づく請求は、障害に基づく職員の強制退職という Craig と Duggan の差別的な政策により、2017 年における Scott の強制退職をもたらしたという Scott の主張から生じた。上述のように、州裁判所の訴訟も同様に、2017 年における Scott の強制退職から生じた。両訴訟とも、同じ一連の主要事実から生じたので、Scott は、平等保護に基づく請求を州裁判所の訴訟において提起すべきであった。被告らは、平等保護に基づく請求について既判事項の原則の各要件を証明したので、その請求は棄却されなければならない。

IV . 結論

上述の理由に基づき、当裁判所は、被告らの棄却の申立てを認容する」。

本件では、原告が被告市に対して、市が、彼女を退職させ、かつ身体障害に対して相応の便宜を図らなかったことにより、ミシガン州の障害者の市民的権利に関する法律 (PWDCRA) に違反したことに基づく前訴を提起し、その敗訴判決が確定した。その後、同一の原告が同一の被告市に対して、障害に基づく差別、及びリハビリテーション法 (29U.S.C. § 794, et seq.) に基づく就業場の提供を行わなかったことに基づく後訴を提起するとともに、個人的な資格

(68) Dubuc v. Green Oak Township, 312 F.3d 736, 751(6th Cir. 2002) (政府及び他の職員に対する前訴の当事者とはされていないにもかかわらず、既判事項の原則を適用して、個人としての資格で訴えられた政府職員に対して主張された請求を遮断); Pittman v. Mich. Corr. Org., 123 F. App'x 637, 641(6th Cir. 2005)(同じ)。

(69) Buck, *supra* note (39), 597 F.3d at 817(internal quotation marks omitted).

での市の職員らに対する平等保護に基づく請求を追加的に併合提起した。

そこで、まず第一に、原告が被告市に対して提起した前訴請求と、同一の原告が同一の被告に対して提起した後訴請求との関係について検討する。ミシガン州における既判事項の原則及び裁判所規則 2.203(A) 項の定める必要的請求併合のルールによれば、原告は、同一の事件から生じた被告に対して有するすべての請求を併合して提起しなければならないものとされている。したがって、①原告が同一の事件から生じた請求のうちの一つの請求について訴えを提起し、それについての終局判決が確定したときは、原告が同一の事件から生じたその他の請求について後訴を提起することは、既判事項の原則及び必要的請求併合のルールの失権的作用に基づき遮断されることになる。また、②原告が同一の事件から生じた請求のうちの一つの請求について訴えを提起したときは、原告は、同一の事件から生じた他の請求をその訴訟に追加的に併合しなければならない（必要的追加的変更）。

本件において、控訴裁判所は、ミシガン州が、既判事項の最後の要件（後訴における事項が、前訴において解決され、または解決することができたこと）が充足されたかどうか、すなわちそれらの請求が同一の事件から生じたかどうかの判断基準として、「同一証拠の基準」と「同一事件の基準」という二つの代替的なアプローチを承認しており、いずれかの基準を満たせば、既判事項の原則の最後の要件を十分に証明したことになることを指摘した。そのうえで、裁判所は、同一事件の基準を前提に、リハビリテーション法に基づく請求と州裁判所において主張された請求とは、2017年の限定的な義務を伴う職務からの強制的な退職と、申し立てによれば資格の上で劣った民間人に代えようとしたことに関連していること、また、両訴訟において、Scott は、市が彼女の障害に基づいて彼女を差別し、彼女に相応の便宜を図らなかったと主張していることから、両請求は同一の事件から生じたものと判断した。そして、裁判所は、被告が同一事件の基準を充足したと判断したので、同一証拠の基準が充足されるかどうかは、無関係であると判示した。したがって、後訴は既判事項の原則及び必要的請求併合のルールに基づき遮断される、と判示した。また、同時に、裁判所は、原告は、障害に基づく差別及びリハビリテーション法に基づく請求を前訴において追加的に併合すべきであったことをも指摘した。

次に、原告が被告市に対して提起した前訴請求と、原告が個人の資格に基づ

き市の職員に対して提起した後訴請求との関係について検討する。

既判事項の原則の適用については、ミシガン法は、両訴訟の当事者が完全に同一であることを要求しておらず、当事者と彼らの関係人の双方に適用されるという点で、後訴の当事者は、前訴の当事者と実質的に同一でありさえすればよいとされる。ミシガン法によれば、当事者的関係人とは、他方と利益の点で同一視されるため、彼が同一の法律上の権利を代表している者を指し、例えば、本人と代理人、使用者と被用者、または補償者と被補償者を含むものとされる。当事者的関係人は、利益の完全な同一性を要求しない。すなわち、①利益の実質的同一性があること、②効果的な機能的関係があること、および、③その機能的関係において、非当事者の利益が在廷当事者により代表されかつ保護されること、という三要件が存在すれば十分であるとされている。したがって、前訴被告と後訴被告との間に当事者的関係人の関係が存在すれば、前訴判決の既判力は後訴に及ぶので、後訴請求が前訴請求と異なる場合でも、後訴請求は、既判事項の原則及び必要的請求併合のルールに基づき遮断されることになる。

そこで、原告が使用者としての政府自体を被告として訴え、その判決が確定した後、同一の原告が、当該政府職員をその職員としての資格で訴えた場合、当該政府職員は、当事者的関係人として、前訴判決の既判力が拡張されることについては、争いが無い。これに対して、同一の原告が、当該政府職員を個人としての資格で訴えた場合、この政府職員は、当事者的関係人として、前訴判決の既判力の拡張を受けるかどうかについて、第六巡回控訴裁判所は、その問題を肯定する方向で解決し、「前訴での政府の部署である被告と本件個人として訴えられた被告が、雇用者と従業員の関係にあれば、前訴の請求が被告に対して、後訴における請求と同一の資格で訴えられたかどうかにかかわらず、当事者的関係人は、上記の三要件を充足すれば証明される」、と判示した。この点について、本件判決は、前訴において使用者としての政府自体が主張する法的利益と、後訴において個人としての資格で訴えられた政府職員の主張する法的利益は、いずれも実質的に同一の法的利益と利害関係を含んでおり、一般的に両者の利益を区別することはできないことを根拠として、当該職員は当事者的関係人として既判力の拡張を受ける、と判示した。したがって、両者の間に同一の法的利益や利害関係が存在しない場合は、上記の③の要件を欠くので、当事者的関係人の立場には立たず、既判力の拡張を受けないと考えられる

(Gentry 事件)。また、一般的には、前訴被告市と後訴の個人としての資格で訴えられた市職員との間に当事者の関係人の関係が認められる場合でも、両請求が同一の事件から生じなかったと認められるときは、既判力を及ぼす前提となる前訴請求が存在しないので、個人としての資格で訴えられた市職員に対する後訴には、既判力は及ばないと解される (MaCoy 事件)。

(51) Packard Square LLC v. Canyon Partners LLC ⁽⁷⁰⁾

2014年10月、当時ミシガン州 Ann Arbor の不動産開発業者であった Packard は、294 戸のアパートと 24,000 平方メートルの小売りスペースを含んだ商業ビルを開発する目的で、Canyon の関連会社である CAN IV から 5,370 万ドルの融資を受けるため、その商業開発物件を抵当に入れた。Packard は、最終的にその貸付金について債務不履行となり、かつその物件を保護するために必要な費用を支払うことができなかった。

2016年10月21日、Canyon は、Packard に対して、Washtenaw 郡(ミシガン州)巡回裁判所に訴えを提起し、裁判所に対して、管財人の選任と抵当物についての受戻権の喪失を求めた。Packard は Canyon に対して反訴を提起し、(1) 契約違反、(2) 貸し手責任、(3) 受託者義務の違反、(4) 小切手及び融資資金の横領、(5) 取引関係の不法な妨害、(6) 善意という黙示の了解の違反、及び (7) Canyon は、Packard の債務不履行から生じた手続を撤回しなければならないことを宣言する宣言的救済を主張した。

2016年11月1日、州裁判所は管財人を選任し、かつ2018年9月21日、受戻権喪失判決を登録した。州控訴裁判所及び州最高裁判所は、各裁判を支持した ⁽⁷¹⁾。2019年2月15日、州裁判所は、簡潔に Packard の反訴請求の本案について裁判を言い渡した ⁽⁷²⁾。

2018年6月25日、州裁判所が Canyon の受戻権喪失訴訟または Packard の反訴請求を解決する前に、Packard は、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に、最初の民事 RICO 法 (威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法) に基づく

(70) WL915846(2021).

(71) Packard Square LLC v. Canyon Partners LLC , No. 19-CV-10374, 2020 WL 376455, at n. 1, 3 (E.D. Mich. Jan 23, 2020).

(72) *Id.* at 5.

訴えを提起したが、それは州法上の請求を含んでいた。南部地区連邦地裁は、当該事件をミシガン州東部地区連邦地方裁判所に移送した。Packard は、二度訴えを変更した。

Packard の第二の訴えの変更の要旨は、Canyon が、「まさに最初から融資を兵器化して、Packard Square の事業を乗っ取り、Packard Square のその事業における資産をわずかな時価で盗みとってしまおうとする」ということであった・・・Packard は、次のように主張した。すなわち、Canyon は、(1) 違法行為の傾向のある活動に従事し、(2) 詐欺的に融資金の支払を行わず、Packard を債務不履行にさせ、及び(3) 詐欺的に、州裁判所に管財人を選任させかつ抵当権についての受戻権を喪失させた、というものであった。

2019 年に、地方裁判所は、Packard の RICO 法に基づく請求及びそれに付随する州法上の請求に基づく訴えを却下した。裁判所は、関連する部分において、Packard の「RICO 法に基づく請求はコラテラル・エストoppel及び既判事項の原則により遮断される、なぜなら、それらは、Washtenaw 郡の訴訟において提起することができたからであり、かつそれらは、その裁判所において実際になされたのと同じまたは類似の主張に基づいていたからである」、と判示した⁽⁷³⁾。

Packard は、RICO 法に基づく請求の訴えの却下に対して、適時に控訴を提起した。控訴裁判所は地方裁判所の判決を支持し、控訴を棄却して次のように判示した。

「『連邦裁判所は、州裁判所の判決に対して、判決が言い渡された州の法の下でその判決に付与されるのと同じの遮断効を付与しなければならないこと』は、十分に確立されている⁽⁷⁴⁾。『州裁判所は、RICO 法に基づき生じる民事上の請求について考慮する競合的な管轄権を有するので』、当裁判所は、ミシガン州における既判事項及びコラテラル・エストoppelの原則を適用する⁽⁷⁵⁾。当裁

(73) *Id.*

(74) *Migra v. Warren City School District Board of Education*, 465 U.S. 75, 81, 104 S. Ct. 892, 79 L. Ed. 2d 56 (1984).

(75) *Tafflin v. Levitt*, 493 U.S. 455, 110 S.Ct. 792, 107 L.Ed.2d 887(1990); *see Abbott v. Michigan*, 474 F. 3d 324, 330-331(6th Cir. 2007).

判所は、覆審的に既判事項の原則を根拠とする訴訟事件の却下を審査する⁽⁷⁶⁾。

ミシガン法によれば、既判事項の原則は、以下の要件を満たす場合に、第二の訴訟を遮断する。すなわち、『(1) 前訴が本案について裁判されたこと、(2) 両訴訟が同一の当事者または彼らの関係人を含むこと、及び(3) 第二の訴訟における事項が、第一の訴訟において解決されまたは解決することができたこと』、である⁽⁷⁷⁾。既判事項の原則は、『すでに争われた請求だけではなく、同一の事件から生じ、当事者が適切な注意を払えば提起することができたが提起しなかったすべての請求を遮断する』⁽⁷⁸⁾。『ある事実の集合体が既判事項の原則との関係において、一つの事件を構成するかどうかは、それらの事実が時間、場所、原因、または動機の点で関連しているかどうか、およびそれらの事実が有用な審理の単位を形成しているかどうかを考慮して、実用的に判断されなければならない』⁽⁷⁹⁾。

本件における唯一の問題は、Packard が適切な注意を払えば、RICO 法に基づく請求を州裁判所において提起することができたかどうかである。訴訟記録によれば、Packard は、RICO 法に基づく請求を、州の Washtenaw 訴訟における終局判決よりもかなり前に、その州裁判所に提起することができたことが示されている。

原告は、1962 条の違反を理由としてその業務または財産の侵害を受けたときは、RICO 法に基づく請求を提起することができる⁽⁸⁰⁾。『RICO 法に基づく請求との関係では、侵害は一般に州法により判断される』⁽⁸¹⁾。ミシガン州では、被告が『違法に原告の取引』または『取引関係』を妨げるときは、原告は、その取引に対する侵害を受ける⁽⁸²⁾。選択的に、原告は、被告が原告から『財産の享受』を奪うときは、財産に対する侵害を受ける⁽⁸³⁾。『原告からそのような

(76) Kane v. Magna Mixer Co., 71 F. 3d 555, 560(6th Cir. 1995).

(77) Adair v. Michigan, 470 Mich.105, 680 N.W.2d 386, 396 (2004).

(78) *Id.*

(79) *Id.* at 398 (citation omitted).

(80) 18 U.S.C. § 1964(c).

(81) Isaak v. Trumbull Sav. & Loan Co., 169 F.3d 390, 397(6th Cir. 1999).

(82) 24 MICH. CIV. JUR. TORTS § 29.

(83) 21 MICH. CIV. JUR. REAL PROPERTY § 2.

享受を奪うことは、原告からその財産自体を、完全にまたは損害を受けた範囲で奪うことである』⁽⁸⁴⁾。

Packard のいくつかの訴答書面は、州裁判所が反訴請求を棄却するよりもかなり前に原告が侵害を受けたことを示している。例えば、Packard は、取引及び取引関係の双方に対する侵害を主張し、Canyon は、『何等の理由もなく、不適切に債務不履行を申し立て』、『Packard によるビジネス上の意思決定や、財務や、その他の判断に自らを割り込ませ』、かつ『Packard と請負業者及び下請業者との関係を妨害した』……。

また、最も明らかな訴答書面は、Packard の最初の RICO 法上の請求に基づく訴えであり、それは、州裁判所が Packard の反訴請求を棄却するほぼ八か月前に Packard が提起したものであった。Packard は、Canyon が、恐喝、電信詐欺、およびメール詐欺を用いて、偽りのかつ誤った契約上の債務不履行を生じさせることにより、『Packard の取引及び財産を侵害した』と主張した……。この訴答書面自体が、本件での RICO 法に基づく請求は、Packard の州裁判所における反訴請求において主張されたのと同じの事件から生じたことを確認するものであり、それは、当該請求が、州裁判所において提起することができたことを示している⁽⁸⁵⁾。

Packard は、RICO 法に基づく請求を州裁判所において提起することを要求されなかった、なぜなら、ミシガン裁判所規則 2.203(A)項によれば、原告は、反訴状の『送達の時点において』Canyon に対して有するすべての請求を併合することを要求されるだけだからであり、かつその時点において、原告は、RICO 法に基づく請求を主張するための十分な証拠を有していなかったからである、と主張する。しかし、『ミシガン法によれば、原告は、州裁判所の訴訟の係属中に生じた関連する事実上の主張に基づいて訴えを変更する義務を負うのであり、さもなくば既判事項の原則によりそれらは遮断されるのであ

(84) *Id.*

(85) *See* *Washington v. Sinai Hosp. of Greater Detroit*, 478 Mich. 412, 733 N.W.2d 755, 760 (2007) (事件の基準が、「その事項が前訴において解決することができたかどうかを決定する」ことを示唆)。

る』⁽⁸⁶⁾。『たとえ訴状の提出後に新たな事実の主張がなされたとしても、それは、既判事項の原則の適用を妨げない』⁽⁸⁷⁾。当事者は、『最初の訴えを変更して、これらの新たな主張を追加しなければならないのである』⁽⁸⁸⁾。地方裁判所は、正当に、Packard の RICO 法に基づく請求に対して既判事項の原則を適用した・・・」。

本件では、被告が原告から融資を受け、その商業開発物件を抵当に入れたが、最終的にその貸付金について債務不履行となったため、原告が管財人の選任と抵当物についての受戻権の喪失を求める訴えを州裁判所に提起した。これに対して、被告は、反訴を提起し、(1) 契約違反、(2) 貸し手責任、(3) 受託者義務の違反、(4) 小切手及び融資資金の横領、(5) 取引関係の不法な妨害、(6) 善意という黙示の了解の違反、及び(7) 原告は、被告の債務不履行から生じた手続を撤回しなければならないことを宣言する宣言的救済を主張した。原告の本訴については、2016年11月1日、州裁判所は管財人を選任し、かつ2018年9月21日、受戻権喪失判決を登録した。州控訴裁判所及び州最高裁判所が各裁判を支持した。被告の反訴については、2019年2月15日、州裁判所は、反訴請求の本案について棄却する裁判を言い渡した。

一方、被告は、2018年6月25日、州裁判所が原告の受戻権喪失訴訟または被告の反訴請求を解決する前に、原告に対して、連邦地方裁判所に民事 RICO 法(威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法)に基づく訴えを提起し、原告は、(1) 違法行為の傾向のある活動に従事し、(2) 詐欺的に融資金の支払を行わず、被告を債務不履行にさせ、及び(3) 詐欺的に、州裁判所に管財人を選任させかつ抵当権についての受戻権を喪失させた、と主張した。

この被告が提起した別訴または後訴が既判事項の原則及び必要的請求併合のルールに基づき遮断されるかどうかの問題となった。

すでに前述したように、ミシガン州では、被告が前訴において反訴を提起すること自体は要求されておらず、任意的反訴のルールが採用されている

(86) Buck v. Thomas M. Cooley Law School, 597 F.3d 812, 817(6th Cir. 2010)(ミシガン法を適用); see Mich. Ct. R. 2.118(A)(2)(変更の許可は、妥当と認められるときは、自由に与えられなければならない)。

(87) Dubuc v. Green Oak Township, 312 F.3d 736, 749 (6 Cir. 2002)(ミシガン法を適用)。

(88) *Id.* at 705 -751.

(MCR2.203(B)項)。しかし、被告が原告の提起した前訴において反訴を提起したときは、MCR2.203(A)項の定める必要的請求併合のルールが適用される。したがって、まず第一に、被告は、同一の事件から生じた原告に対して有するすべての反訴請求を併合して提起しなければならない。第二に、被告が、同一の事件から生じた原告に対して有するすべての反訴請求のうちの一つの反訴請求のみに基づいて訴えを提起したときは、被告は、同一の事件から生じた他の反訴請求を追加的に併合しなければならない(必要的追加的変更)。第三に、被告が、同一の事件から生じた原告に対して有するすべての反訴請求のうちの一つの反訴請求のみに基づいて訴えを提起しその訴訟が係属中に、被告が、同一の事件から生じた原告に対して有する他の反訴請求に基づく別訴を提起したときは、後発訴訟は重複訴訟となり、不適法として却下(または移送・弁論併合)される。そして、第四に、被告が、同一の事件から生じた原告に対して有するすべての反訴請求のうちの一つの反訴請求のみに基づいて訴えを提起し、この訴えについての終局判決が確定したときは、被告が、同一の事件から生じた原告に対して有する他の反訴請求に基づく後訴を提起することは、必要的請求併合のルールの違反に基づく失権的作用(請求不併合に対する帰責性と相手方の要保護性を前提とする)または既判事項の原則により遮断されることになる。

本件について、控訴裁判所は、数個の請求が同一の事件から生じたかどうかの判断基準として、「同一事件の基準」を採用した上で、本件でのRICO法に基づく請求は、被告の州裁判所における反訴請求において主張されたのと同じ事件から生じたものであり、それは、被告が、当該請求を州裁判所において提起することができたことを示している、と判示した。もっとも、前訴の反訴請求と後訴の請求とは、基本的に同一の事実関係に基づくものともみることができるとも思われ、「同一証拠の基準」によっても、事件の同一性を根拠づけることができるようにも思われる。また、前訴の反訴請求と後訴の請求とが、異なる事実関係に基づくものとみられる場合でも、「同一事件の基準」によれば、それらの事実が時間、場所、原因、または動機の点で関連しており、それらの事実が有用な審理の単位を形成しているとみられるので、それらの請求は同一の事件から生じたものと解される。

以上の観点から本件を検討すると、まず第一に、原告の本訴と被告の反訴請求が係属中に、被告が反訴請求と同一の事件から生じた請求(民事RICO法に

基づく請求)に基づく別訴を提起することは、重複訴訟に該当するとして不適法却下(または移送及び弁論併合)される可能性があったものと解される。したがって、第二に、原告の本訴請求に対して反訴を提起した被告は、反訴請求と同一の事件から生じた請求(民事 RICO 法に基づく請求)を反訴請求に追加的に併合する義務があったものと解する(必要的追加的変更)。最初の反訴提起の時点では、同一の事件から生じたが十分な証拠が存在していなかった請求についても、その後、訴訟の係属中に十分な証拠が得られたときは、同様に、当該証拠(事実)に基づく請求を反訴請求に追加的に併合して提起しなければならないものと解する。最後に、被告の反訴請求について本案判決が言い渡され確定したときは、被告が本訴請求と同一の事件から生じた請求に基づく後訴(民事 RICO 法に基づく請求)を提起することは、必要的請求併合のルール違反に基づく失権的作用(請求不併合に対する帰責性と相手方の要保護性を前提とする)または既判事項の原則により遮断されることになると解する。

(52) *Randall v. Polazzo* ⁽⁸⁹⁾

本件において争点となった問題は、原告が法律上、彼の提起した先行訴訟の結果として、被告に対する医療過誤に基づく請求に関する後発訴訟についての訴訟追行を遮断されるかどうか、である。原告の医療過誤に基づく請求を根拠付ける事実上の主張が、もっぱら通常の過失のみを主張した原告の同一被告に対する先行訴訟を詳細に跡付けたものである点については、当事者間に争いがない。先行訴訟において、当裁判所は、中間控訴を許可し、引き続き、脳震盪保護法(MCL 333. 9156)に基づき、被告らに対して通常過失に基づく請求について訴訟追行する原告の権利を認める旨の書面による裁判を言い渡した…。Metro 及び Polazzo の双方が「医療過誤に基づく責任にも服する」ことを承認する一方、当裁判所は、そのような責任は、先行訴訟との関係では関連性がない、なぜなら、先行訴訟では、原告は、もっぱら、通常過失に基づく請求のみについて訴訟追行していたからである、と判示した…。しかしながら、その控訴審手続が係属中であつたので、原告は、本件後発訴訟を提起した。事実審裁判所において、原告側代理人は、本件は通常過失の事件であり、医療過誤事件ではないという点で原告の立場は当初から一貫しているが、医療過誤訴訟

(89) WL 940987(2021).

について適用しうる出訴期間の差し迫った満了のため、原告代理人は、もし当裁判所が、被告らに対する通常過失に基づく請求が、被告らの医療従事者としての地位のゆえに、脳震盪保護法の下では不可能であると判示した場合、依頼人の請求提起の可能性を維持する必要がある、と説明した。原告の請求は通常過失によるものと考えられるとする先行訴訟の判断に基づき、事実審裁判所は、コラテラル・エストoppelの原則が、原告の医療過誤に基づく請求を遮断する、と判示した。この判決に対して、原告が控訴した。控訴裁判所は、原判決を取り消し差し戻すものとし、次のように判示した。

「コラテラル・エストoppelの適用可能性は、裁判所が覆審的に審査する法律上の問題である・・・『コラテラル・エストoppelは、先行訴訟が終局判決に達し、かつ当該争点が当該先行訴訟において現実にかつ必然的に判断された場合、同一当事者間での後訴の異なる訴訟原因における争点の蒸返しを遮断する』⁽⁹⁰⁾。『現実に争われたとされるためには、ある問題が、訴答書面により争点にされ、事実認定者に提出され、かつその事実認定者により判断されなければならない』⁽⁹¹⁾。被告が認めているように、原告の通常過失の請求は、現実に関し争われずかつ終局判決に達していなかった。それゆえ、コラテラル・エストoppelは、原告の請求を遮断しなかった。

被告らは、コラテラル・エストoppelが適用されなかったことを承認したが、事実審裁判所が指摘しなかった別の理由により、当裁判所が原審を支持すべきである、と主張する。被告らは、MCR2.116(C)(6)に基づく正式事実審理に基づかない裁判の申立てをしたことを指摘する。この規定は、『同一当事者間において同一の請求を含む別訴が係属している』場合という、正式事実審理に基づかない裁判の根拠を定めている。この規則は、『当事者に対して係属中の訴訟において提出されたのと同じの問題及び請求を含む事項を際限なく争うことをやめさせることを意図しており』、言い換えれば、『その目的とは、係属中の訴訟における同一の問題を含んだ訴訟上の嫌がらせをやめさせることで

(90) Rental Props. Owners Association of Kent Co. v. Kent Co. Treasurer, 308 Mich. App. 498, 528; 866 N.W.2d 817 (2014).

(91) *Id.*

ある』⁽⁹²⁾。当裁判所が、原告は、通常過失に基づく請求を維持することができないと判示する場合に備えて、原告が、彼の権利を保持する必要を見越して本件後発訴訟を提起したことは、記録上明らかである。当裁判所は、この潜在的なリスクを予想した訴訟代理人の答弁は、先行訴訟（及び控訴審）において、原告の過失に基づく請求は、もっぱら医療過誤上のセオリーに基づき追行することができ、かつその訴訟事件において、原告が医療過誤上の訴訟を追行するために必要な要件に従わなかったので、正式事実審理に基づかない裁判が適切であると主張した被告らをなんら悩ませるとは考えない。さらに、MCR2.116(C)(6) は、もっぱら後発訴訟が『同一の請求を含んだ同一の当事者間において開始された』場合にのみ適用される…。事実的な基盤は同一であるが（原告が認めるように）、通常過失と医療過誤とは異なる法律上の請求である⁽⁹³⁾。

被告らはまた、事実審裁判所は、コラテラル・エストoppelの概念を法的禁反言と混同しているように思われ、法的禁反言が原告の医療過誤に基づく請求を遮断するよう適用することができる、と主張する。『法的禁反言は、当事者が、先の同一のまたは関連した訴訟においてとられた法的立場と矛盾する法的立場を採用することを遮断する』⁽⁹⁴⁾。『その原則は、司法及び行政手続の一貫性を保護する』…⁽⁹⁵⁾。当裁判所は、事実審裁判所がその脚注において指摘した点、すなわち、原告は医療過誤に基づく請求を行うことは、それが先の訴訟において彼がとった法的立場と完全に相いれない場合には、法的禁反言により遮断されるとする点に同意する。しかし、MCR2.116(C)(6) が原告の医療過誤に基づく請求を遮断すべきではないのと同じ理由で、当裁判所は、原告の本件訴えの目的は、もっぱら当裁判所が通常過失に基づく請求をすることは、脳震盪保護法によれば不可能であると判示した場合には、何らかの請求に基づき訴えを提起する権利を失わないようにすることにあるという原告の説明が説得力を有

(92) *Fast Air, Inc. v. Knight*, 253 Mich. App. 541, 546; 599N.W. 2d 489 (1999)(quotation marks and citation omitted).

(93) *See Bryant v. Oakpointe Villa Nursing Centre*, 471 Mich.411, 420-422; 684 N.W. 2d 864 (2004)(通常過失と医療過誤に基づく請求を区別).

(94) *Wells Fargo Bank, N.A. v. Null*, 304 Mich. App. 508, 537;847 N.W. 2d 657(2014) (quotation marks and citation omitted).

(95) *Id.*

すると考える。原告が『無責任な行動』をとりとうとしたなんらの兆候も存在しない⁽⁹⁶⁾。さらに、もし原告が通常過失に基づく請求と医療過誤に基づく請求とを同一の訴えで提起したとすれば、彼は、択一的な訴答を行うことを認められたであろう⁽⁹⁷⁾。先行訴訟を停止させかつ中間控訴を認めた当裁判所の裁判を前提にすれば、原告は、控訴審の係属中に、彼の最初の訴えを変更して医療過誤上の請求を追加するための許可を求めることができなかつたのである。被告らは、原告に対して医療過誤に基づく請求を通常過失に基づく請求と併合することを求めるなんらの判例法または規則も提示していない⁽⁹⁸⁾。

最後に、当裁判所は、事実審裁判所が双方の事件の弁論併合を認めなかつたことは誤っていると原告の主張について検討する。『弁論の併合に関する判断は、事実審裁判所の適切な裁量に基づく』⁽⁹⁹⁾。『MCR2.505(A) 項は、重要かつ決定的な共通の法律上または事実上の問題が裁判所において係争中であるときは、訴訟の併合を認めている』⁽¹⁰⁰⁾。『訴訟経済の考慮が、しばしば弁論併合を支持する』⁽¹⁰¹⁾。しかしながら、『もし、いずれかの当事者が弁論の併合という行為により不利益を受けるときは、弁論併合は認められるべきではない』⁽¹⁰²⁾。本件では、事実審裁判所が弁論併合を認めなかつたのは、もっぱら、正

(96) *See id.* (quotation marks and citation omitted).

(97) *See* MCR 2.111(A)(2)(b)(当事者は、一貫性に関係なく、かつそれらがコモンロー上の根拠にも基づくかまたはエクイティ上の根拠に基づくかまたはそれらの双方に基づくかに関係なく、彼らが有する数だけの多くの請求または防御方法を陳述することができる)。

(98) 判決文の注3は、「例えば、被告らは、MCR2.203(A) 項 (必要的併合のルール) により、原告が本件訴訟において彼の医療過誤に基づく請求の提起を遮断されるように適用されることを主張していない。また、上述のように、記録によれば、原告は、被告らが先行訴訟において、原告は医療過誤に基づく請求を提起すべきであったと主張した後に、彼の権利を失わないように本件訴訟を提起したことが示されている」ことを指摘する。仮に、MCR2.203(A) 項が適用されたとした場合でも、それを主張しなかつたことにより、そのルールが放棄されたものとも考えられるとの趣旨と思われる。*See* *Randall v. Polazzo*, WL 940987(2021), at n.3.

(99) *Bordeaux v. Celotex Corp.*, 203 Mich. App. 158, 163; 511 N.W.2d 899 (1993).

(100) *Id.* at 163, *quoting* MCR2.505(A).

(101) *Bordeaux*, *id.* 203 Mich.App. at 163.

(102) *Blumenthal v. Berkeley Homes*, 342 Mich. 36, 41; 69 N.W.2d 183(1955).

式事実審理に基づかない裁判の申立てを認容し、訴え全体を却下したことの結果である。包含される共通の事実上の問題を前提とすれば、これらの訴訟事件は、弁論併合の有力な候補であるように思われる。しかしながら、当裁判所は、事実審裁判所に対して、第1審において自らの裁量権を行使し、弁論併合が適切であるかどうかを判断するよう求める⁽¹⁰³⁾。当裁判所の意見に従いさらに手続を続行させるため、本件を取り消し差し戻す・・・」。

本事例では、原告が被告に対して、脳震盪保護法を根拠とする被告の通常過失に基づく先行訴訟を提起したが、被告らが医療従事者としての地位にあることから、脳震盪保護法の下での提訴が可能かどうかについて疑義が生じたため、その点について中間控訴が提起された。この先行訴訟の控訴審係属中、原告は、通常過失に基づく請求を維持することができないと判示される場合に備え、出訴期間の満了が差し迫っていた医療過誤に基づく請求について本件後発訴訟を提起した。この後発訴訟の提起が、重複訴訟禁止の原則に触れ許されないかどうかの問題となった。

そこで、この点について検討すると、必要的請求併合のルールによれば、まず第一に、原告は、同一の事件から生じた被告に対して有するすべての請求を併合して提起しなければならないものとされる。したがって、第二に、原告が、同一の事件から生じた被告に対して有するすべての請求のうちの一つの請求のみに基づいて訴えを提起したときは、原告は、同一の事件から生じた他の請求を追加的に併合しなければならないものとされる(必要的追加的変更)。第三に、原告が、同一の事件から生じた被告に対して有する数個の請求のうちの一つの請求のみに基づいて訴えを提起しその訴訟が係属中に、原告が、同一の事件から生じた被告に対して有するその他の請求に基づく別訴を提起したときは、後発訴訟は重複訴訟となり、不適法として却下(または移送・弁論併合)される。そこで、本件では、原告は、医療過誤に基づく請求をすでに提起した通常過失に基づく先行訴訟に追加的に併合しなければならないと解され、医療過誤に基づく請求について別訴を提起することは不適法となると解される。

しかし、本件では、原告の提起した先行訴訟が裁判所により停止されかつ中間控訴が認められたことを前提にすれば、原告は、控訴審の係属中に、彼の最初の

(103) See Jawad A. Shah, M.D., PC v. State Farm Mut. Aut. Ins. Co., 324 Mich.App. 182, 210; 920 N.W. 2d 148 (2018).

訴えを変更して医療過誤上の請求を追加するための許可を求めることができなかったと解される。したがって、原告が提起した先行訴訟と同一の事件から生じた請求を先行訴訟に併合（必要的追加的変更）ができないため、原告の請求不併合に対する帰責性が存在しなかったと解される。また、被告側についても、仮に先行訴訟が不適法となれば、応訴の煩という不利益は生じないし、また応訴の煩という不利益が生じるとしても、後発訴訟提起の時点では先行訴訟について実質的な審理はなされておらず、その不利益は軽微であるとも考えられ、被告の要保護性も軽微であると考えられる。したがって、原告の提起した後発訴訟は適法であり、重複訴訟とはならず、訴え提起の効果を生じさせ、出訴期限順守の効果も認められると解される。しかし、その後、本件のように、先行訴訟が適法とされた場合は、なお被告の応訴の煩という不利益が生じる可能性があるので、先行訴訟への併合が可能になった時点で、必要的請求併合のルールの趣旨に基づき、原告は、両訴訟の弁論の併合を申し立て、また裁判所は、必要的弁論併合の措置を取る義務を負うものと解される。また、判例が指摘するように、仮に、本事例において、必要的請求併合のルールが適用されることを前提とした場合でも、被告が必要的請求併合のルールを主張しなかったことにより、そのルールが放棄され、後発訴訟は適法となったとみることもできると思われる。

なお、一般的には、本事例のように、後発訴訟が提起された時点では重複訴訟に該当しなかったが、その後、先行訴訟との重複訴訟の関係が生じた場合、後発訴訟はその時点で不適法となるので、原告は、必要的請求併合のルールに基づき、当該後発請求を先行訴訟に追加的に併合する義務を負うものと解される（必要的追加的変更）。しかし、本事例では、一旦は適法に係属した後発訴訟における出訴期限順守の効果を維持する必要があるところ、この後発訴訟を不適法却下してしまうと、出訴期限順守の効果が失われてしまう可能性がある。そこで、本事例のような場合は、原告は、両訴訟の弁論併合の申立てを行うという方法を取ることで、必要的請求併合のルールと同一の要請を満たすことができると考えられる。もっとも、出訴期限順守の効果を、個々の請求の範囲に限定せず、同一の事件の範囲にまで及ぶとの解釈をとることができるのであれば、なお、原告は、必要的請求併合のルールに基づき、当該後発請求を先行訴訟に追加的に併合する義務を負うものと解することができる。と考える。

[以下次号]